

秋 田 市 公 報

あきた

第1190号

令和6年01月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

条例

秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を改正する条例	観光振興課（第41号）	5
秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課（第42号）	9
秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例	秋田市民交流プラザ管理室（第43号）	15
秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する条例	秋田城跡歴史資料館（第44号）	17
秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例	赤れんが郷土館（第45号）	18
秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する条例	佐竹史料館（第46号）	20
秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例	河辺市民サービスセンター（第47号）	21
秋田市民サービスセンター条例の一部を改正する条例	中央市民サービスセンター（第48号）	22
秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例	福祉総務課（第49号）	25
秋田市民農園条例等の一部を改正する条例	産業企画課（第50号）	27
秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例	公園課（第51号）	30
秋田市都市公園条例の一部を改正する条例	公園課（第52号）	32
秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例	教育委員会総務課（第53号）	58
秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第54号）	60
秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	子ども総務課（第55号）	61
秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国保年金課（第56号）	62
秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第57号）	65
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第58号）	78

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第59号）	79
--	-----------	----

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第60号）	81
--	-----------	----

規則

秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	衛生検査課（第35号）	83
-------------------------------	-------------	----

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第36号）	84
------------------------------	-----------	----

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課（第37号）	85
------------------------	-------------	----

秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課（第38号）	86
-----------------------	-------------	----

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	衛生検査課（第39号）	88
----------------------------------	-------------	----

秋田市旅館業法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課（第40号）	89
-----------------------	-------------	----

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課（第41号）	90
------------------------	-------------	----

秋田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課（第42号）	91
---------------------------	-------------	----

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	市民課（第43号）	92
------------------------------	-----------	----

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子ども総務課（第44号）	93
--------------------------------	--------------	----

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第45号）	94
---------------------------------------	-----------	----

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教育委員会学事課（第46号）	97
------------------------------	----------------	----

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第47号）	98
-------------------------------	-----------	----

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	人事課（第48号）	110
---	-----------	-----

秋田市国民健康保険税条例附則第16項の規則で定める日を定める規則	国保年金課（第49号）	111
----------------------------------	-------------	-----

訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令	人事課（第12号）	112
---------------------------------	-----------	-----

告示

秋田市ふるさと応援寄附金の収納事務の委託について	人口減少・移住定住対策課（第286号）	120
--------------------------	---------------------	-----

指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第287号）	121
--	--------------	-----

収納代理金融機関の取消しについて	会計課（第288号）	122
------------------	------------	-----

令和5年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課(第289号)	123
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課(第290号)	129
都市計画の変更について	都市計画課(第291号)	131
国民健康保険税納税通知書(課税年度令和5年 賦課年度令和5年)の公示送達について	国保年金課(第292号)	132
令和5年度第3期および第4期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課(第293号)	133
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止および再開について	保護第一課(第294号)	134
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定について	保護第一課(第295号)	136
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室(第296号)	137
指定地域密着型サービス事業者の廃止について	介護保険課(第297号)	138
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課(第298号)	139
秋田市災害廃棄物処理実行計画の改定について	環境都市推進課(第299号)	140
秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者の指定について	産業企画課(第300号)	141
秋田市職業訓練センターの指定管理者の指定について	産業企画課(第301号)	142
秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者の指定について	産業企画課(第302号)	143
秋田市農山村地域活性化センターの指定管理者の指定について	産業企画課(第303号)	144
市道路線の認定について	建設総務課(第304号)	145
道路の区域決定および供用開始について	建設総務課(第305号)	147
秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者の指定について	公園課(第306号)	149
秋田市文化創造館の指定管理者の指定について	文化振興課(第307号)	150
令和5年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課(第308号)	151
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第309号)	198
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第310号)	199

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課(第21号)	200
-----------------	----------------	-----

選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局(第37号)	201
---	------------------	-----

秋田市選挙管理委員および補充員の異動について 選挙管理委員会事務局（第38号） 202

秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名について 選挙管理委員会事務局（第39号） 203

農委告示

農業委員会総会の招集について 農業委員会事務局（第14号） 204

上下水道局告示

収納取扱金融機関の指定の取消しについて 上下水道局総務課（第16号） 205

公告

地区計画変更の原案の縦覧について 都市計画課 206

都市計画の案の縦覧について 都市計画課 207

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標の策定について 福祉総務課 208

農用地利用集積計画の策定について 農業農村振興課 213

秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例等の一部を改正する条例

(秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例の一部改正)

第1条 秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例(平成16年秋田市条例第
134号)の一部を次のように改正する。

第5条中「22円」を「33円」に改める。

(秋田港振興センター条例の一部改正)

第2条 秋田港振興センター条例(平成8年秋田市条例第22号)の一部を
次のように改正する。

別表中「419円」を「628円」に、「838円」を「1,256円」に、
「1,676円」を「2,512円」に、「3,352円」を「5,024円」に、「5円」
を「7円」に改める。

(秋田市雄和観光交流館条例の一部改正)

第3条 秋田市雄和観光交流館条例(平成16年秋田市条例第92号)の一部
を次のように改正する。

別表中 「

314円
524円

」 を 「

471円
786円

」 に改める。

(秋田市雄和観光花き栽培園条例の一部改正)

第4条 秋田市雄和観光花き栽培園条例(平成16年秋田市条例第93号)の
一部を次のように改正する。

別表中「419円」を「628円」に、「314円」を「471円」に改める。

(秋田市雄和観光農産物加工所条例の一部改正)

第5条 秋田市雄和観光農産物加工所条例(平成16年秋田市条例第95号)の一部を次のように改正する。

別表中「22,000円」を「33,000円」に、「2,200円」を「3,300円」に改める。

(秋田市雄和ふるさと温泉条例の一部改正)

第6条 秋田市雄和ふるさと温泉条例(平成16年秋田市条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「3,635円」を「5,452円」に、「2,457円」を「3,685円」に、「3,206円」を「4,809円」に、「267円」を「400円」に、「162円」を「243円」に、「367円」を「500円」に、「183円」を「250円」に、「534円」を「801円」に改め、同表の備考の1中「3,670円」を「5,000円」に、「1,830円」を「2,500円」に、「7,340円」を「10,000円」に、「3,660円」を「5,000円」に、「11,010円」を「15,000円」に、「5,490円」を「7,500円」に改め、同表の備考の6中「534円」を「801円」に改める。

(秋田市ポートタワー条例の一部改正)

第7条 秋田市ポートタワー条例(平成18年秋田市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,400円」を「6,600円」に、「3,960円」を「5,940円」に、「4,263円」を「6,394円」に改める。

別表第2中「2,975円」を「4,462円」に、「2,095円」を「3,142円」に改める。

別表第3中「73円」を「109円」に改める。

(秋田市にぎわい交流館条例の一部改正)

第8条 秋田市にぎわい交流館条例(平成23年秋田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「3,457円」を「5,185円」に、「2,933円」を「4,399円」に、「2,410円」を「3,615円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

施設	利用料金（限度額）			
	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時 30 分から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時 30 分から午後 12 時まで
展示ホール	19,058円	19,058円	16,335円	13,612円
アート工房 1	3,264円	3,264円	2,888円	2,385円
アート工房 2	2,934円	2,934円	2,568円	2,080円
多目的ホール	14,667円	14,667円	12,571円	10,476円
多目的室 1	1 時間につき 994円			
多目的室 2	1 時間につき 220円			
多目的室 3	1 時間につき 231円			
多目的室 4	1 時間につき 713円			
多目的室 5	1 時間につき 719円			
ピアノ練習室	1 時間につき 330円			
研修室 1	4,561円	4,561円	3,960円	3,240円
研修室 2	2,826円	2,826円	2,313円	1,926円
研修室 3	1,912円	1,912円	1,639円	1,366円
研修室 4	1,766円	1,766円	1,473円	1,325円
研修室 5	1,912円	1,912円	1,639円	1,366円
研修室 6	1,961円	1,961円	1,681円	1,401円
和室 1	613円	613円	533円	436円
和室 2	613円	613円	533円	436円
和室 3	328円	328円	288円	233円

別表第 3 中「2,514円」を「3,771円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市雄和ふるさと温泉供給施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき温泉供給料金について適用し、同日前の使用に係る温泉供給料金および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき温泉供給料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条から第8条までの規定による改正後の秋田港振興センター条例、秋田市雄和観光交流館条例、秋田市雄和観光花き栽培園条例、秋田市雄和観光農産物加工所条例、秋田市雄和ふるさと温泉条例、秋田市ポートタワー条例および秋田市にぎわい交流館条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

秋田市スポーツ施設条例（平成16年秋田市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第2貸切使用の項および個人使用の項を次のように改める。

貸切使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1時間につき	2,350円	無料（大会、講習会等を使用するときは、1,170円）	
				全面の3分の2		1,570円	無料（大会、講習会等を使用するときは、780円）	
				全面の3分の1		780円	無料（大会、講習会等を使用するときは、390円）	
				市民以外		全面	3,300円	
				の者		全面の3分の2	2,200円	
				も参加		全面の3分の1	1,100円	
			する体育に関する	全面の3分の1				

		する大会、講習会等に使用するとき。			
		その他	全面		7,060円
		の催し	全面の3		4,710円
		に使用	分の2		
		するとき。	全面の3		2,350円
			分の1		
	入場料	体育に	全面		6,120円
	を徴収	使用する	全面の3		4,080円
	する場合	るとき。	分の2		
			全面の3		2,040円
			分の1		
		その他	全面		21,210円
		の催し	全面の3		14,140円
		に使用	分の2		
		するとき。	全面の3		7,070円
			分の1		
	営利を目的と		全面		76,360円
	する場合		全面の3		50,910円
			分の2		
			全面の3		25,450円
			分の1		
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。		780円	無料（大会、講習会等に使用するとき は、390円）

		市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。			1,090円
		その他の催しに使用するとき。			2,350円
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。			2,040円
		その他の催しに使用するとき。			7,060円
	営利を目的とする場合				25,450円
多目的ホール	市民が体育に使用する場合		1室 1時間につき	610円	無料（大会、講習会等に使用するとき は、300円）
	その他の場合				930円
卓球室	市民が体育に使用する場合			610円	無料（大会、講習会等に使用するとき は、300円）
	その他の場合				930円
会議室	大会議室				310円
	小会議室				150円
個人使用	ジョギングコース		1回につき	150円	無料（市民以外の者が使用するとき は、70円）

別表第3貸切使用の項を次のように改める。

貸切使用	体育館	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1時間につき	780円	無料（大会、講習会等に使用するときは、390円）	
				片面（茨島体育館）		390円	無料（大会、講習会等に使用するときは、190円）	
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。		1,090円			
			その他の催しに使用するとき。		2,350円			
		入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	2,040円				
			その他の催しに使用するとき。	7,060円				
		営利を目的とする場合		25,450円				
		柔道場（茨島体育館）					310円	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）
		剣道場（茨島体育館）					310円	無料（大会、講習会等に使

		用するとき、 又は市民以外 の者が使用す るときは、 150円)
トレーニング室（茨島体育館）	240円	無料（大会、 講習会等に使 用するとき、 又は市民以外 の者が使用す るときは、 120円)
小体育館（雄和体育館）	310円	無料（大会、 講習会等に使 用するとき、 又は市民以外 の者が使用す るときは、 150円)
ミーティングルーム（茨島体育 館・河辺体育館・雄和南体育 館）		50円

別表第4中「310円」を「460円」に、「150円」を「230円」に改める。

別表第5中「410円」を「610円」に、「、210円」を「、300円」に改める。

別表第6中「410円」を「610円」に、「210円」を「300円」に改める。

別表第7中「410円」を「610円」に、「210円」を「300円」に、「260円」を「390円」に、「100円」を「150円」に改める。

別表第8中「620円」を「930円」に、「310円」を「460円」に改める。

別表第9中「210円」を「310円」に、「100円」を「150円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	6,240円	「	9,360円	を に改める。」
		520円		780円	
		730円		800円	
		520円		570円	
		1,100円		1,650円	
		4,290円		6,430円	
		2,410円		3,610円	
		1,880円		2,820円	
		360円		540円	
		570円		850円	
		1,240円		1,860円	
		620円		930円	
		670円		1,000円	
		310円		460円	
		360円		540円	
		520円		780円	
		」		」	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市民交流プラザ条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の一部を改正する条例

秋田市立秋田城跡歴史資料館条例（平成27年秋田市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「310円」に、「160円」を「240円」に、「310円」を「460円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る同日以後に納付すべき観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料および同日以後の観覧に係る同日前に納付すべき観覧料については、なお従前の例による。

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例

秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

区 分	金 額			
	普通観覧料	団体観覧料 (20人以上 の団体)	共通観覧料	年間観覧料
秋田市立赤れんが郷土館	1人 310円	1人 240円	普通観覧料に あつては、1人 370円 団体観覧料に あつては、1人 290円	1人 770円
民俗芸能伝承館	1人 130円	1人 100円		
旧金子家住宅	1人 130円	1人 100円		

別表第2第一会議室の項中「210円」を「280円」に、「630円」を「840円」に改め、同表第二会議室の項中「210円」を「230円」に、「630円」を「690円」に改め、同表和室の項中「1,250円」を「1,870円」に改め、同表土蔵の項中「1,570円」を「2,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市立赤れんが郷土館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧等に係る同日以後に納付すべき観覧料等について適用し、同日前の観覧等に係る観覧料等および同日以後の観覧等に係る同日前に納付すべき観覧料等については、なお従前の例による。

秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市如斯亭庭園条例の一部を改正する条例

秋田市如斯亭庭園条例（平成29年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「310円」に、「160円」を「240円」に、「520円」を「770円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市如斯亭庭園条例の規定は、この条例の施行の日以後の入園に係る同日以後に納付すべき入園料について適用し、同日前の入園に係る入園料および同日以後の入園に係る同日前に納付すべき入園料については、なお従前の例による。

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺岩見温泉交流センター条例（平成28年秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「500円」に、「200円」を「250円」に改め、同表の備考中「4,000円」を「5,000円」に、「2,000円」を「2,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市河辺岩見温泉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

無料	無料
2,090円	2,460円
4,190円	4,930円
無料	無料
1,570円	1,850円
4,190円	4,930円
無料	無料
540円	640円

別表中

1,070円	1,260円
910円	1,070円
3,180円	3,740円
11,380円	13,390円
無料	無料
210円	250円
410円	480円
830円	980円
1,250円	1,470円

を

に改める。

無料	無料
410円	480円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市市民サービスセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺総合福祉交流センター条例（平成16年秋田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市民が保健福祉活動又は地域福祉活動に使用する場合（営利を目的とする場合を除く。）の同項の使用料は、無料とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分		使用料	
		単位	金額
施設	三世代交流ホール	1室1時間に つき	3,310円
	高齢者カルチャールーム		800円
	調理実習室		610円
	健康学習室		550円
附属設備	音響設備（マイクを除く。）	1設備1時間 につき	3,430円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、
使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市河辺総合福祉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市市民農園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第50号

秋田市市民農園条例等の一部を改正する条例

(秋田市市民農園条例の一部改正)

第1条 秋田市市民農園条例（平成16年秋田市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「105円」および「115円」を「130円」に改める。

(秋田市雄和体験学習交流施設条例の一部改正)

第2条 秋田市雄和体験学習交流施設条例（平成16年秋田市条例第109号）の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「200円」に、「370円」を「240円」に、「210円」を「100円」に、「250円」を「120円」に改める。

(秋田市中高年齢労働者福祉センター条例の一部改正)

第3条 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例（昭和58年秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,079円」を「1,618円」に、「1,184円」を「1,776円」に、「534円」を「801円」に、「639円」を「958円」に、「754円」を「1,131円」に、「210円」を「315円」に、「2,100円」を「3,150円」に、「550円」を「825円」に、「5,500円」を「8,250円」に改める。

(秋田市勤労者体育センター条例の一部改正)

第4条 秋田市勤労者体育センター条例（昭和62年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,571円」を「2,356円」に、「786円」を「1,178円」に、「105円」を「157円」に改める。

(秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第5条 秋田市勤労者総合福祉センター条例（平成16年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表多目的ホールの項中「27,500円」を「22,874円」に改め、同表第1リハーサル室の項中「2,200円」を「2,591円」に改め、同表第2リハーサル室の項中「2,200円」を「3,300円」に改め、同表第1会議室の項中「6,600円」を「9,900円」に改め、同表第2会議室の項中「6,600円」を「3,638円」に改め、同表第3会議室の項中「6,600円」を「5,732円」に改め、同項の次に次のように加える。

第4会議室	6,228円	6,228円	6,228円
-------	--------	--------	--------

別表の1の表和室文化教室の項中「4,400円」を「2,425円」に改め、同表茶室の項中「4,400円」を「2,200円」に改め、同表和室サークル室第1の項および和室サークル室第2の項中「2,200円」を「1,323円」に改め、同表サークル室の項中「2,200円」を「2,866円」に改め、同表視聴覚室の項中「6,600円」を「5,181円」に改め、同表調理実習室の項中「6,600円」を「5,898円」に改める。

別表の2の表中「8,800円」を「13,200円」に、「4,400円」を「6,600円」に、「2,200円」を「3,300円」に、「660円」を「990円」に改める。

(秋田市リフレッシュガーデン条例の一部改正)

第6条 秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,630円」を「2,445円」に、「2,640円」を「3,455円」に、「20,370円」を「29,340円」に、「50,920円」を「73,350円」に改める。

(秋田市農山村地域活性化センター条例の一部改正)

第7条 秋田市農山村地域活性化センター条例（平成30年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「138円」を「207円」に、「163円」を「244円」に、「205円」を「307円」に、「162円」を「243円」に、「405円」を「607円」

に改め、同表の備考の1中「82円」を「123円」に、「92円」を「138円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市市民農園条例および第2条の規定による改正後の秋田市雄和体験学習交流施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 3 第3条から第5条までおよび第7条の規定による改正後の秋田市中高年齢労働者福祉センター条例、秋田市勤労者体育センター条例、秋田市勤労者総合福祉センター条例および秋田市農山村地域活性化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。
- 4 第6条の規定による改正後の秋田市リフレッシュガーデン条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料（秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例（令和5年秋田市条例第36号）による改正前の秋田市リフレッシュガーデン条例第4条の規定による使用料をいう。以下この項において同じ。）および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第51号

秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する条例

秋田市太平山スキー場条例（昭和51年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中	210円	を	315円	に改め、同表の備考の
	105円		157円	
	157円		235円	
	2,095円		3,142円	
	1,257円		1,885円	
	1,048円		1,572円	
	629円		943円	
	1,571円		2,356円	
	943円		1,414円	
	20,952円		31,428円	
	12,571円		18,856円	
	10,476円		15,714円	
	6,286円		9,429円	
	15,714円		23,571円	
	9,429円		14,143円	

1,886円	2,829円
943円	1,414円
1,414円	2,121円

1 中「2,100円」を「3,150円」に、「1,050円」を「1,570円」に、「1,570円」を「2,350円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 21 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第52号

秋田市都市公園条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のウの表中「210円」を「310円」に、「430円」を「640円」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条、第 9 条関係）

公園名称	有料公園施設の種別又は名称		使用料			
	区	分	単位	金額	備考	
千秋公園 有料駐車場	千秋公園		最初の30分まで	1台	100円	使用期間は、毎年4月1日から11月30日までとする。
	有料駐車場		30分を超える30分までごとに	につき	100円	
久保田城 御隅櫓	個人 使用	一般	1人	150円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。	
		高校生以下	1回	無料		
	団体 使用	一般	につき	120円		
		高校生以下	につき	無料		

佐竹史料館	個人使用	一般	1人	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。		
		高校生以下	1回	無料			
	団体使用	一般	につき	80円			
		高校生以下		無料			
	年間使用		1人 1年 間につき	210円		年間使用とは、使用料を納付した日から起算して1年間の使用をいう。 年間使用の使用料を納付した者の当該年間使用の期間に係る久保田城御隅櫓の使用料は、無料とする。	
八橋運動公園	陸上競技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 高校生以下	1時間につき	11,620円 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外

				の者が使用するときは、5,810円)
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場の額の額100人分に相当する額(233,070円に満たない場合は、233,070円とする。)
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	5,800円
		高校生以下		無料(大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,870円)
	アマチュアスポーツ			29,070円

			以外に 使用す る場合			
個人 使用	一般			1人	460円	
	高校生以下			1日 につき	無料（市 民以外の 者が使用 するとき は、230 円）	
	一般			1人	7,840円	
	高校生以下			1年 につき	無料（市 民以外の 者が使用 するとき は、3,920 円）	
会議室				1室	210円	冷暖房設備 を使用する 場合は、1 時間につき 280円を加 算する。
役員室（大）				1時 間につ き	210円	
役員室（小）					150円	
陸上競技	貸切	入場料	アマチュアス	1時	4,580円	

場大型映 像装置	使用	を徴収 する場 合	ポーツに使用 する場合		間 に つき			
			アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合			9,160円		
		入場料 を徴収 しない 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合			2,290円		
			アマチュアス ポーツ以外に 使用する場合			4,580円		
陸上競技 場夜間照 明設備	貸切 使用	入場料 を徴収 する場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	全点灯	1時 間 に つき	20,880円		
				全点灯 の2分 の1点 灯		10,440円		
				全点灯 の4分 の1点 灯		5,210円		
				全点灯		41,750円		
			アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合	全点灯		20,880円		
				全点灯 の2分 の1点 灯				
				全点灯 の4分 の1点 灯		10,440円		
				全点灯				
			入場料	アマチ		全点灯		10,440円

		ユアスポーツ以外に使用する場合		につき	料の額の100人分に相当する額（その額が161,850円に満たない場合は、161,850円とする。）	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき		2,350円	
		高校生以下			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときには、780円）	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			7,210円	
会議室				1室	160円	冷暖房設備

					1時間につき		を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあつては50円、暖房設備にあつては70円を加算する。
相撲場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	220円		
			高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、220円）		
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			1,090円		
球技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	11,770円	会議研修室 および役員記録室の使用（冷暖房設備の使用を含む。） ならびにス
				高校生以下		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	

				の者が使用するときは、5,800円)	コアボードの使用を含む。
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額(その額が235,710円に満たない場合は、235,710円とする。)	夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき2,090円を加算する。
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	5,800円	
		高校生以下		無料(大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,960円)	
	アマチュアス			29,380円	

			ポーツ 以外に 使用す る場合			
		会議研修室		1室 1時	100円	冷暖房設備 を使用する 場合は、1 時間につ き、冷房設 備にあつて は50円、暖 房設備にあ つては70円 を加算す る。
		役員記録室		間に つき	100円	
第2球技 場	貸切 使用	一般	高校生以下	1時 間に つき	930円 無料（大 会、講習 会等に使 用すると きは、 310円）	夜間照明設 備を使用す る場合は、 1時間につ き1,040円 を加算す る。
テニ スコ ート	グリ ーン サン ドコ	貸切 使用	一般 高校生以下	1面 1時 間に つき	150円 無料（大 会、講習 会等に使	

	ト				用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、70円)	
	砂入り人工芝コート	入場料を徴収する場合	一般	610円	夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき270円を加算する。	
			高校生以下	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、又は300円)		
		入場料を徴収しない場合	一般	310円		
			高校生以下	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、又は150円)		
多目的グ	貸切	一般		1時	610円	夜間照明設

	ラウンド	使用	高校生以下	間に つき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、300円）	備を使用する場合は、1時間につき、全点灯（グラウンド全体を照明するために、90灯を点灯することをいう。）にあつては1,670円、部分点灯（主にソフトボール競技、陸上競技等に必要な範囲を照明するために、48灯を点灯することをいう。）にあつては830円を加算する。
古 川	土崎市民 グラウン	貸切 使用	一般 高校生以下	1時 間に	610円 無料（大	

町 街 区 公 園	ド			つき	会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 300円)	
	土崎市民 グラウン ド夜間照 明設備	全点灯			1,460円	全点灯と は、グラウ ンド全体を 照明するた めに、60灯 を点灯する ことをい う。
		部分点灯			1,040円	部分点灯と は、主に野 球競技に必 要な範囲を 照明するた めに、44灯 を点灯する ことをい う。
雄 物 川 河	野球場	貸切 使用	一般	1面	610円	
			高校生以下	1時 間に つき	無料（大 会、講習 会等に使	

川 緑 地						用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円)
	テニスコート	貸切 使用	一般 高校生以下	1面 1時間につき	150円 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、70円）	
一 つ 森 公 園	国指定重要文化財 旧黒澤家住宅	個人 使用	一般	1人	150円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。
			高校生以下	1回	無料	
		団体 使用	一般	につき	120円	
			高校生以下		無料	
コミュニティ体育館（アリーナに限る。）	貸切 使用 で入 場料 を徴 収し ない	市民が体育に使用するとき。	全面	一般 高校生 以下	1時間につき	780円 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外

場合		全面 の2 分の 1	一般	の者が使用するときは、 390円)
			高校生 以下	390円
		全面 の4 分の 1	一般	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 190円)
			高校生 以下	190円
	市民以外 の者が体 育に使用 すると	全面	1,090円	
		全面の2分 の1	540円	
全面の4分		270円		

		き。	の 1			
		体育以外 に使用す るとき。	全面		2,350円	
	貸切 使用 で入 場料 を徴 収す る場 合	体育に使 用すると き。	全面		2,040円	
		体育以外 に使用す るとき。	全面		7,060円	
	貸切使用で営 利を目的とす る場合		全面		16,970円	
	照明設備				530円	
テニスコ ート	貸切 使用	一般		1面	310円	
		高校生以下		1時 間に つき	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 150円）	
弓道場	個人 使用	一般	午前使用	1人 につ き	220円	午前使用と は、午前9 時から正午
			午後使用		220円	
			夜間使用		220円	

	高校生以下	午前使用	無料（市民以外の者が使用するときは、70円）	までの使用をいう。 午後使用とは、正午から午後5時
		午後使用	無料（市民以外の者が使用するときは、70円）	までの使用をいう。 夜間使用とは、午後5時から午後
		夜間使用	無料（市民以外の者が使用するときは、70円）	9時までの使用をいう。 1日使用とは、午前9
貸切使用	使用者が主として小学生、中学生および高校生のために使用する場合	1日使用	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,240円）	時から午後5時までの使用をいう。
		午前使用	無料（大	

		会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、460円)
	午後使用	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、780円)
	夜間使用	無料（大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、620円)
使用者が主	1日使用	3,760円

			として小学生、中学生および高校生以外の者のために使用する場合	午前使用	1,410円	
				午後使用	2,350円	
				夜間使用	1,880円	
光 沼 近 隣 公 園	屋内多目的運動場	貸切使用	一般	半面	460円	照明設備を使用する場合は、半面1時間につき240円を加算する。
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、230円）	
	テニスコート	貸切使用	一般	1面	310円	
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円）	
北	アリーナ	貸切	入場料を徴	一般	半面	2,820円

野 田 公 園	使用	収める場合	高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、1,410円）
			入場料を徴収しない場合	一般	1,410円
				高校生以下	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、700円）
			テニスコート	入場料を徴収する場合	一般
高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用すると			

				きは、 680円)	
		入場料を徴 収しない場 合	一般	680円	
			高校生以 下	無料（大 会、講習 会等に使 用すると き、又は 市民以外 の者が使 用すると きは、 340円)	
会議室			1室 1時 間につ き	150円	冷暖房設備 を使用する 場合は、1 時間につ き、冷房設 備にあって は210円、 暖房設備に あっては 230円を加 算する。
北野田公 園照明設 備	アリーナ照明設備		全点 灯の 5分 の1 点灯 1時	120円	

				間につ つき		
			テニスコート照明設備	1面 点灯 1時 間につ つき	190円	1面点灯と は、テニス コート1面 を照明する ために8灯 を点灯する ことをい う。
御 所 野 近 隣 公 園	野球場	貸切	一般	1面	610円	
		使用	高校生以下	1時 間につ つき	無料（大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する ときは、 300円）	
	テニスコ ート	貸切	一般	1面	150円	
		使用	高校生以下	1時 間につ つき	無料（大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する とき	

					きは、70円)
御所野総合公園	テニスコート	貸切使用	一般	1面	150円
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、きは、70円)
秋操近隣公園	テニスコート	貸切使用	一般	1面	310円
			高校生以下	1時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき、きは、150円)

534円	宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時（2日以上
1,079円	
2,158円	
2,158円	
4,316円	

801円	宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時（2日以上
1,618円	
3,237円	
3,237円	
6,474円	

4,191円	連続して宿泊する場合における最終日以外の日にあっては、午後1時)までの利用をいい、日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用をいう。	6,286円	連続して宿泊する場合における最終日以外の日にあっては、午後1時)までの利用をいい、日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用をいう。
6,286円		9,429円	
11,524円		17,286円	
13,619円		20,428円	
216円	夜間照明設備を利用する場合は、1時間につき580円を加算する。	310円	夜間照明設備を利用する場合は、1時間につき580円を加算する。
108円		150円	
314円		471円	
157円		235円	
524円	団体利用とは、15人以上の団体で利用する場合をいう。	786円	団体利用とは、15人以上の団体で利用する場合をいう。
8,382円		18,864円	
419円		628円	
6,286円		15,072円	
314円		471円	
4,191円		11,304円	
471円		706円	
367円	回数券(11枚つづり)	550円	回数券(11枚つづり)

別表第3中

を

に

262円	は、一般 5,240円、 中学生および高校生 4,190円、 小学生以下 3,140円と する。 3歳未満の 者の利用料 金は、無料 とする。
3,038円	宿泊利用と
2,410円	は、午後4 時から翌日 の午前9時 (2日以上 連続して宿 泊する場合 における最 終日以外の 日にあつて は、午後4 時)までの 利用をい い、入浴利 用を含む。

393円	は、一般 7,860円、 中学生および高校生 6,280円、 小学生以下 4,710円と する。 3歳未満の 者の利用料 金は、無料 とする。
4,557円	宿泊利用と
3,615円	は、午後4 時から翌日 の午前9時 (2日以上 連続して宿 泊する場合 における最 終日以外の 日にあつて は、午後4 時)までの 利用をい い、入浴利 用を含む。

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市都市公園条例別表第 1 および別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の秋田市都市公園条例別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る同日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金および同日以後の利用に係る同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第53号

秋田市立学校使用料条例および秋田市太平山自然学習センター条例の一部を改正する条例

(秋田市立学校使用料条例の一部改正)

第1条 秋田市立学校使用料条例(昭和23年秋田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「430円」を「640円」に、「100円」を「150円」に、「210円」を「310円」に改める。

(秋田市太平山自然学習センター条例の一部改正)

第2条 秋田市太平山自然学習センター条例(平成15年秋田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表宿泊室の項中「2,200円」を「2,600円」に、「1,100円」を「1,300円」に改め、同表テントサイトの項中「1,200円」を「1,800円」に改め、同表浴室の項中「100円」を「150円」に改め、同表の備考の3中「300円」を「340円」に、「150円」を「170円」に改め、同表の備考の6中「100円」を「110円」に改め、別表の2の表中

「	<table border="1"><tr><td>800円</td></tr><tr><td>600円</td></tr><tr><td>1,200円</td></tr><tr><td>500円</td></tr><tr><td>300円</td></tr></table>	800円	600円	1,200円	500円	300円	を	<table border="1"><tr><td>1,200円</td></tr><tr><td>900円</td></tr><tr><td>1,800円</td></tr><tr><td>750円</td></tr><tr><td>450円</td></tr></table>	1,200円	900円	1,800円	750円	450円	に改める。
800円														
600円														
1,200円														
500円														
300円														
1,200円														
900円														
1,800円														
750円														
450円														

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市立学校使用料条例および第2条の規定による改正後の秋田市太平山自然学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第54号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条中「、株式会社のうち」および「の4分の1以上」を削り、「もので」を「株式会社で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第55号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を次のように改める。

7 市長	結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
------	---------------------------------------

別表第2の15の項を次のように改める。

15 市長	結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
-------	---------------------------------------	---------------------

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 21 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 56 号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和 57 年秋田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条に次の 1 項を加える。

- 3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額および被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額および被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期

間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の5の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の6の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第19条の3 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所および生年月日
- (2) 出産被保険者の氏名、住所および生年月日
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項および第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るものおよび令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るものおよび令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第57号

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の117.5」を「、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の122.5」に改め、同条第3項中「、「100分の65」を「100分の65」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の97.5」を「、6月に支給する場合においては100分の97.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員お よび 任期 付職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,032	209,196	242,285	273,161	297,098	324,957	367,601	412,659
	2	164,138	210,905	243,793	274,770	299,210	327,170	370,216	415,073
	3	165,345	212,615	245,201	276,279	301,222	329,383	372,630	417,587
	4	166,451	214,124	246,609	277,888	303,133	331,394	375,044	420,001
	5	167,557	215,632	247,816	279,397	304,943	333,406	376,955	421,912
	6	168,664	217,443	249,426	281,107	306,753	335,417	379,469	424,024
	7	169,770	219,152	250,934	282,917	308,362	337,328	381,782	426,136
	8	170,876	220,862	252,342	284,727	309,972	339,239	384,297	428,348
	9	171,882	222,371	253,449	286,437	311,581	341,150	386,710	430,259
	10	173,290	223,879	254,857	288,348	313,794	343,161	389,325	432,371
	11	174,598	225,388	256,365	290,158	316,006	345,173	391,940	434,484
	12	175,905	226,897	257,673	291,969	318,018	347,184	394,555	436,394
	13	177,112	228,104	258,980	293,779	320,029	348,995	396,868	438,104
	14	178,621	229,512	260,187	295,388	322,041	351,006	399,182	439,915
	15	180,129	230,920	261,394	296,796	323,952	352,917	401,394	441,825
	16	181,739	232,328	262,601	298,204	325,863	354,828	403,708	443,736
	17	182,845	233,736	263,808	299,713	327,773	356,538	405,518	445,547
	18	184,253	235,345	265,115	301,725	329,785	358,549	407,429	447,357
	19	185,661	236,854	266,423	303,736	331,696	360,360	409,340	449,167
	20	187,069	238,262	267,730	305,546	333,607	362,271	411,150	450,877
	21	188,376	239,469	269,138	307,256	335,317	364,182	412,960	452,688
	22	190,690	241,078	270,647	309,167	337,328	366,093	414,771	454,196
	23	192,902	242,586	272,256	311,078	339,340	368,003	416,581	455,604
	24	195,115	243,994	273,765	312,888	341,250	369,914	418,392	457,113
	25	197,328	245,000	275,374	314,598	342,659	371,825	420,001	458,521
	26	199,037	246,509	277,084	316,610	344,569	373,736	421,509	459,828
	27	200,546	247,816	278,693	318,621	346,480	375,647	423,018	461,136
	28	202,055	249,023	280,302	320,532	348,391	377,558	424,527	462,343
	29	203,563	250,130	281,911	322,242	350,001	379,067	426,035	463,349
	30	204,971	251,135	283,420	324,253	351,911	380,877	427,343	464,053
	31	206,379	252,040	284,928	326,265	353,722	382,687	428,650	464,857
32	207,787	252,946	286,437	328,276	355,532	384,297	429,857	465,561	

33	209,196	253,851	287,543	329,483	357,342	386,006	431,064	466,265
34	210,503	254,756	289,153	331,495	359,153	387,414	432,371	467,070
35	211,810	255,561	290,661	333,406	360,863	388,822	433,679	467,774
36	213,118	256,365	292,170	335,417	362,572	390,231	434,886	468,377
37	214,425	257,069	293,578	337,328	363,980	391,639	436,093	468,880
38	215,632	258,176	295,187	339,239	365,288	392,845	436,897	469,484
39	216,839	259,382	296,796	341,150	366,595	394,052	437,702	470,087
40	217,946	260,489	298,406	343,061	368,003	395,058	438,507	470,691
41	219,052	261,696	299,914	344,871	369,110	396,164	439,110	471,193
42	220,158	262,903	301,523	346,782	370,015	397,371	439,814	471,696
43	221,164	264,009	303,032	348,592	371,021	398,478	440,518	472,099
44	222,170	265,115	304,541	350,403	372,127	399,584	441,222	472,400
45	223,075	266,222	306,150	351,911	372,932	400,288	442,027	472,702
46	223,980	267,328	307,759	353,319	373,837	400,992	442,831	
47	224,885	268,434	309,368	354,728	374,742	401,696	443,234	
48	225,790	269,440	310,877	356,236	375,547	402,400	443,938	
49	226,696	270,446	311,782	357,745	376,351	403,004	444,440	
50	227,601	271,451	313,291	358,549	377,156	403,607	444,843	
51	228,506	272,457	314,799	359,555	377,960	404,110	445,245	
52	229,411	273,362	316,408	360,561	378,664	404,512	445,647	
53	230,216	274,268	318,018	361,466	379,368	404,914	446,050	
54	231,121	275,173	319,627	362,572	380,072	405,216	446,452	
55	232,026	276,078	321,135	363,478	380,776	405,518	446,854	
56	232,831	276,983	322,644	364,483	381,480	405,820	447,156	
57	233,132	277,888	324,052	365,388	381,983	406,121	447,458	
58	233,937	278,793	325,259	366,093	382,587	406,423	447,860	
59	234,641	279,699	326,365	366,797	383,190	406,725	448,162	
60	235,244	280,604	327,472	367,400	383,894	407,027	448,463	
61	235,848	281,610	328,176	367,802	384,297	407,328	448,765	
62	236,552	282,615	329,081	368,406	385,001	407,630		
63	237,155	283,520	329,886	369,110	385,604	407,932		
64	237,658	284,426	330,690	369,814	386,208	408,233		
65	238,161	284,928	331,495	370,116	386,610	408,535		
66	238,664	285,633	331,897	370,820	387,213	408,837		
67	239,167	286,337	332,500	371,524	387,817	409,139		
68	239,770	287,242	333,204	372,127	388,420	409,440		
69	240,273	288,247	334,009	372,429	388,822	409,641		
70	240,776	289,052	334,713	373,032	389,325	409,943		
71	241,279	289,857	335,417	373,736	389,828	410,245		

72	241,782	290,661	336,021	374,340	390,432	410,446
73	242,285	291,365	336,523	374,641	390,733	410,647
74	242,788	291,868	337,127	375,245	391,136	410,949
75	243,190	292,270	337,630	375,949	391,538	411,251
76	243,693	292,673	338,233	376,552	391,940	411,452
77	244,196	292,874	338,535	376,955	392,242	411,653
78	244,698	293,176	339,038	377,457	392,544	411,955
79	245,201	293,377	339,440	378,061	392,845	412,256
80	245,704	293,679	339,842	378,564	393,047	412,458
81	246,107	293,880	340,245	379,067	393,248	412,659
82	246,609	294,081	340,748	379,670	393,549	412,960
83	247,012	294,383	341,250	380,173	393,851	413,262
84	247,414	294,584	341,753	380,475	394,052	413,463
85	247,816	294,885	342,055	380,877	394,254	413,664
86	248,219	295,187	342,457	381,380	394,555	
87	248,621	295,489	342,960	381,782	394,857	
88	249,023	295,791	343,363	382,185	395,058	
89	249,426	296,092	343,664	382,587	395,259	
90	249,928	296,495	344,067	383,090	395,561	
91	250,230	296,796	344,569	383,492	395,863	
92	250,532	297,199	344,972	383,894	396,064	
93	250,834	297,400	345,173	384,196	396,265	
94		297,601	345,575			
95		297,903	346,078			
96		298,305	346,480			
97		298,506	346,682			
98		298,808	347,084			
99		299,210	347,486			
100		299,612	347,788			
101		299,814	348,090			
102		300,115	348,492			
103		300,518	348,894			
104		300,819	349,296			
105		301,020	349,799			
106		301,322	350,202			
107		301,725	350,604			
108		302,026	351,006			
109		302,227	351,509			
110		302,630	351,911			

	111		303,032	352,213					
	112		303,334	352,515					
	113		303,535	353,018					
	114		303,736						
	115		304,038						
	116		304,440						
	117		304,641						
	118		304,842						
	119		305,144						
	120		305,446						
	121		305,848						
	122		306,049						
	123		306,351						
	124		306,653						
	125		306,954						
定年前再任用短時間勤務職員		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		189,785	217,443	257,673	277,184	292,371	318,018	360,058	393,449
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円							
	1	171,882							
	2	203,563							

別表第2 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	給 月 料 額	給 月 料 額	給 月 料 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員およ び任期 付職員 以外の 職員		円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900
	2	267,200	349,600	409,600
	3	269,600	352,400	412,100
	4	272,000	355,300	414,700
	5	274,100	357,800	417,100
	6	277,600	360,800	419,100
	7	281,100	363,800	420,900
	8	284,500	366,600	422,800
	9	288,100	368,700	424,600
	10	291,600	371,200	427,300
	11	295,200	373,900	429,800
	12	298,700	376,400	432,200
	13	302,200	379,100	434,400
	14	306,100	382,500	436,900
	15	310,000	385,500	438,900
	16	313,600	388,800	441,000
	17	317,200	391,800	443,000
	18	320,700	394,400	445,200
	19	324,200	396,800	447,400
	20	327,700	399,300	449,500
	21	331,300	401,900	450,900
	22	335,000	403,900	453,300
	23	338,400	405,500	455,600
	24	341,700	407,100	457,800
	25	345,000	408,800	459,800
	26	347,500	411,000	462,100
	27	350,000	413,100	464,300
	28	352,300	415,100	466,600
	29	354,400	417,200	468,700
	30	356,100	419,300	470,900
	31	357,800	420,900	473,200
	32	359,600	422,600	475,300
	33	361,500	424,500	477,100
	34	363,700	426,000	479,200
	35	365,800	427,800	481,300
	36	367,800	429,600	483,300
	37	369,700	431,500	485,400
	38	371,900	433,500	487,100
	39	374,000	435,300	488,900
	40	376,000	437,200	490,700
	41	378,000	439,000	492,300
	42	378,700	440,700	494,100
43	379,300	442,400	495,900	

44	380,000	444,200	497,500
45	380,900	446,000	498,900
46	382,200	447,800	500,600
47	383,500	449,500	502,400
48	384,800	451,200	504,100
49	385,600	452,800	505,600
50	386,400	454,500	506,900
51	387,200	456,200	508,200
52	387,700	457,900	509,500
53	388,500	459,800	510,500
54	389,300	461,000	511,800
55	390,000	462,200	513,100
56	390,700	463,400	514,400
57	391,400	464,400	515,400
58	392,300	465,400	516,200
59	393,000	466,300	517,000
60	393,600	467,100	517,800
61	394,100	467,900	518,700
62	394,600	468,600	519,500
63	395,000	469,300	520,400
64	395,400	469,900	521,200
65	395,700	470,600	522,100
66		471,300	523,000
67		471,900	523,700
68		472,500	524,600
69		472,800	525,500
70		473,400	526,300
71		474,100	527,200
72		474,800	528,100
73		475,200	528,900
74		475,800	529,800
75		476,500	530,700
76		477,200	531,400
77		477,600	532,200
78		478,200	533,100
79		478,800	534,000
80		479,300	534,900
81		479,900	535,700
82		480,400	536,600
83		480,900	537,500
84		481,400	538,400
85		481,800	539,200
86		482,400	540,100
87		482,800	541,000
88		483,300	541,900
89		483,800	542,700
90		484,400	
91		485,000	
92		485,400	
93		485,900	
94		486,500	
95		487,100	

	96		487,600	
	97		488,100	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円 302,200		

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給 料 額	給 料 額	給 料 額	給 料 額	給 料 額	給 料 額
		円	円	円	円	円	円
定年前	1	168,161	203,966	237,457	260,288	289,052	332,299
再任用	2	169,569	205,575	238,765	261,394	290,862	334,311
短時間	3	170,977	207,083	240,072	262,601	292,874	336,222
勤務職	4	172,385	208,491	241,279	263,707	294,785	338,133
員およ	5	173,693	210,000	242,486	264,914	296,595	339,943
び任期	6	175,503	211,207	243,693	266,121	298,607	341,955
付職員	7	177,213	212,414	244,799	267,227	300,417	343,966
以外の	8	178,822	213,621	245,905	268,233	302,328	345,978
職員	9	180,431	215,029	246,811	269,339	304,138	347,788
	10	182,141	216,537	247,917	270,043	305,748	349,900
	11	183,750	218,046	249,224	270,747	307,256	351,911
	12	185,661	219,555	250,331	271,552	308,865	353,923
	13	187,069	220,963	251,638	272,558	310,575	355,432
	14	188,879	222,471	252,845	273,564	312,486	357,443
	15	190,891	223,980	254,052	274,569	314,498	359,354
	16	192,701	225,489	255,259	275,676	316,308	361,365
	17	194,612	226,796	256,063	276,882	318,118	363,176
	18	195,819	228,104	257,270	278,391	320,029	365,187
	19	197,328	229,512	258,377	280,000	321,940	367,199
	20	198,736	230,819	259,483	281,610	323,750	369,110
	21	199,943	231,925	260,690	283,118	325,561	370,820
	22	201,451	233,032	261,495	284,727	327,472	372,831
	23	202,859	234,138	262,299	286,337	329,282	374,843
	24	204,167	235,244	263,104	287,946	331,193	376,854
	25	205,776	236,351	264,009	289,555	332,903	378,262
	26	206,782	237,558	265,015	291,064	334,814	380,072
	27	207,888	238,765	266,020	292,572	336,725	381,883
	28	208,994	239,871	267,026	294,181	338,535	383,593
	29	210,201	240,877	268,233	295,489	339,842	385,302
	30	211,308	242,184	269,742	296,997	341,653	386,811
	31	212,414	243,592	271,250	298,506	343,363	388,320
	32	213,520	244,799	272,558	300,015	345,173	389,828
	33	214,928	245,805	273,765	301,523	346,883	391,136
	34	216,236	247,112	275,374	303,133	348,693	392,443
	35	217,543	248,017	276,882	304,742	350,503	393,751
	36	218,750	249,224	278,391	306,351	352,314	394,857
	37	219,756	250,431	279,699	307,658	353,923	395,963
	38	220,762	251,538	281,107	309,268	355,633	397,070
	39	221,767	252,543	282,414	310,776	357,242	398,176
	40	222,773	253,549	283,722	312,285	358,851	399,282
	41	223,678	254,454	284,828	313,894	360,058	400,087
	42	224,483	255,259	286,236	315,503	361,164	400,891
	43	225,288	256,063	287,644	317,112	362,371	401,696

44	226, 193	256, 868	288, 951	318, 621	363, 578	402, 501
45	227, 098	257, 673	290, 259	319, 526	364, 584	402, 903
46	228, 003	258, 880	291, 868	320, 934	365, 388	403, 506
47	228, 908	260, 086	293, 377	322, 443	366, 394	404, 009
48	229, 813	261, 193	294, 785	324, 052	367, 501	404, 412
49	230, 517	262, 500	295, 992	325, 460	368, 506	404, 814
50	231, 423	263, 808	297, 500	326, 768	369, 512	405, 116
51	232, 328	264, 914	298, 808	327, 975	370, 518	405, 417
52	233, 132	265, 920	300, 316	329, 181	371, 423	405, 719
53	233, 434	266, 926	301, 624	330, 187	372, 228	406, 021
54	234, 239	268, 032	303, 032	331, 193	373, 032	406, 323
55	234, 842	269, 138	304, 440	332, 199	373, 937	406, 624
56	235, 546	270, 245	305, 748	333, 104	374, 742	406, 926
57	236, 150	270, 949	306, 753	333, 607	375, 245	407, 228
58	236, 753	272, 055	307, 960	334, 512	376, 049	407, 529
59	237, 256	273, 161	309, 167	335, 317	376, 854	407, 831
60	237, 759	274, 066	310, 575	336, 222	377, 659	408, 233
61	238, 362	274, 871	311, 883	336, 926	378, 061	408, 435
62	238, 865	275, 877	313, 089	337, 227	378, 765	408, 736
63	239, 368	276, 782	314, 296	337, 730	379, 469	409, 038
64	239, 971	277, 687	315, 503	338, 334	380, 072	409, 340
65	240, 474	278, 492	316, 811	338, 937	380, 475	409, 541
66	240, 977	279, 497	317, 615	339, 641	381, 078	
67	241, 581	280, 403	318, 319	340, 345	381, 782	
68	242, 084	281, 308	319, 023	340, 949	382, 386	
69	242, 586	282, 213	319, 627	341, 653	382, 788	
70	243, 089	283, 219	320, 331	342, 156	383, 291	
71	243, 492	284, 325	321, 035	342, 759	383, 794	
72	243, 994	285, 331	321, 638	343, 363	384, 297	
73	244, 497	285, 934	322, 242	343, 664	384, 900	
74	245, 000	286, 437	322, 443	344, 268	385, 403	
75	245, 503	286, 940	322, 946	344, 771	386, 006	
76	246, 006	287, 745	323, 449	345, 273	386, 610	
77	246, 308	288, 549	324, 052	345, 776	387, 113	
78	246, 609	289, 153	324, 555	346, 279	387, 616	
79	246, 911	289, 756	325, 058	346, 782	388, 118	
80	247, 112	290, 259	325, 460	347, 184	388, 621	
81	247, 313	290, 762	326, 064	347, 486	388, 923	
82	247, 615	291, 265	326, 567	347, 788	389, 426	
83	247, 917	291, 667	326, 969	348, 190	389, 828	
84	248, 118	291, 969	327, 472	348, 492	390, 231	
85	248, 319	292, 170	327, 975	348, 995	390, 633	
86		292, 371	328, 377	349, 296		
87		292, 572	328, 578	349, 598		
88		292, 773	328, 880	349, 900		
89		293, 176	329, 282	350, 302		
90		293, 377	329, 684	350, 604		
91		293, 578	330, 087	351, 006		
92		293, 779	330, 489	351, 308		
93		294, 181	330, 791	351, 710		

	94		294,383	330,992	352,012		
	95		294,584	331,394	352,314		
	96		294,885	331,696	352,615		
	97		295,187	331,897	352,917		
	98		295,388	332,199	353,319		
	99		295,589	332,500	353,722		
	100		295,891	332,802	354,124		
	101		296,193	333,003	354,627		
	102		296,394	333,305	355,029		
	103		296,595	333,707	355,432		
	104		296,897	333,909	355,834		
	105		297,199	334,110	356,337		
	106			334,311			
	107			334,713			
	108			334,914			
	109			335,115			
	110			335,518			
	111			335,920			
	112			336,322			
	113			336,523			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		190,790	217,543	245,905	259,382	284,727	325,762
任期付 職員		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
			円				
			210,000				

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の122.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「、100分の68.75」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の97.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」の次に「と、「100分の122.5」とあるのは「100分の172.5」」を加える。

別表中「377,775」を「382,185」に、「425,122」を「429,455」に、「475,492」を「479,742」に、「536,944」を「542,099」に、「612,499」を「618,536」に、「715,254」を「722,128」に、「836,142」を「843,824」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の162.5」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1および別表第2の規定ならびに第3条の規定による改正後の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第26条第2項および第3項ならびに第27条第2項の規定ならびに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第58号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の157.5」を「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第59号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の157.5」を「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前

の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第60号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の160」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当

の内払とみなす。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
秋田市手数料条例の一部を改正する条例（令和5年秋田市条例第33号）
の施行期日は、令和5年12月13日とする。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 5 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則
保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）
の一部を次のように改正する。

別表第15項第 3 号中「および第 3 条の 3」を「から第 3 条の 4 まで」に
改める。

附 則

この規則は、令和 5 年12月13日から施行する。

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

秋田市食品衛生法施行細則（平成9年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表第3号中「第57条第1項」の次に「（法第68条第1項および第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第4号中「において」を「（法第68条第1項および第3項において準用する場合を含む。）において読み替えて」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 38 号

秋田市興行場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市興行場法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書および第 6 号ならびに同条第 2 項ただし書を削る。

第 3 条第 1 項中「営業者」を「興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）」に、「もしくは第 6 条第 1 項」を「、第 6 条第 1 項もしくは第 7 条第 1 項」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の前の見出しを削り、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の見出しおよび 1 条を加える。

（地位の承継の届出）

第 5 条 譲渡により営業者の地位を承継した者が法第 2 条の 2 第 2 項の規定による届出をする場合は、次に掲げる事項を記載した興行場営業承継届を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所、氏名、生年月日および電話番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名および電話番号）
- (2) 興行場営業を譲渡した者の住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）
- (3) 譲渡の年月日
- (4) 興行場の名称および所在地

2 前項の興行場営業承継届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人である場合にあっては、届出者の定款の写し

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者に係る改正前の秋田市興行場法施行細則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

令和 5 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（令和 5 年秋田市条例第
34号）の施行期日は、令和 5 年12月13日とする。

秋田市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第40号

秋田市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

秋田市旅館業法施行細則（平成 9 年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 2 号中「省令第 2 条第 1 項」を「省令第 1 条の 3 第 1 項、省令第 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年12月13日から施行する。

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 41 号

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市公衆浴場法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 2 項に規定する浴場業を譲り受けた者に係る改正前の秋田市公衆浴場法施行細則第 4 条の規定の適用については、なお従前の例による。

秋田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第42号

秋田市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

秋田市クリーニング業法施行細則（平成9年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の表第7号中「第2条の2第2項第2号」を「第2条の3第2項第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに
公布する。

令和5年12月14日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第43号

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
秋田市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年秋田市条例第32号）の
施行期日は、令和5年12月20日とする。

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第28条を次のように改める。

第28条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る県民税又は市民税に関する情報とする。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第45号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ならびに第9条」を「、第9条、第10条、第11条第3号、第16条ならびに第19条」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 一般財団法人救急振興財団

第4条中「ものをいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第6条中「除く」の次に「。第12条において同じ」を加える。

本則に次の6条を加える。

（特定法人）

第7条 条例第10条の規則で定めるものは、株式会社ONE・AQITAとする。

（退職派遣の対象とならない職員の特例）

第8条 条例第11条第3号の規則で定める職員は、第3条に規定する職員とする。

（採用された職員に対する級別資格基準表の適用方法等の特例）

第9条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により採用された職員（企業職員である職員および単純労務職員である職員を除

く。以下第11条までにおいて同じ。) であって、かつて初任給規則第6条第2項第1号から第3号までのいずれかの規定に該当したものに対する初任給規則第5条に規定する級別資格基準表(以下この条において「級別資格基準表」という。)の適用については、級別資格基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分とするものとする。

2 法第10条第1項の規定により採用された職員に対して初任給規則第11条第1項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経過年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経過年数とすることができる。

(採用された職員に対する号俸の決定の特例)

第10条 法第10条第1項の規定により採用された職員の号俸は、同項の規定による退職派遣に係る退職がなく、特定法人の業務に従事していた期間に相当する期間を引き続き職員として在職したものとみなして、当該退職時の職務の級および号俸を基礎とし、かつ、部内の他の職員との権衡およびその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該採用の日に受けることとなる号俸を超えない範囲内で決定することができる。

(初任給規則の規定の適用に関する読替え)

第11条 法第10条第1項の規定により採用された職員については、初任給規則第10条第1号中「第17条」とあるのは「秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年秋田市規則第3号)第10条」と、初任給規則第26条第1項第2号中「第17条」とあるのは「秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則第10条」として、これらの規定を適用する。

(報告)

第12条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において法第10条第2項に規定する退職派遣者の派遣先特定法人、特定法人において従事すべき期間、特定法人における処遇の状況等および当該年度内に同条第1項の規定により採用された職員の採用後の処遇の

状況等を市長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月31日から施行する。ただし、第2条第1項に1号を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則第7条から第12条までの規定は、この規則の施行の日以後に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第46号

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市学校給食費に関する条例施行規則（平成28年秋田市規則第64号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「287円」を「315円」に改め、同項第2号中
「340円」を「370円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市学校給食費に関する条例施行規則の規定は、この規則
の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、
同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例
による。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第47号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第18のアの表中

22	21		
23	22		
24	22		
25	23		
25	23		
26	24		
26	24		
27	25		
27	25		
28	26		
28	26		
29	27		
29	27		
30	28		
30	28		
31	29		
31	29		
		38	37
		39	38
		40	38
		41	39
		41	39
		42	40
		42	40
		43	41
		43	42

32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

を

29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
36
37

に、

44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
49
50

を

43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
49
49

に、

51
51
51
51
52
52

50
50
51
51
51
51

26
27
27
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32

を

26
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
29
30
30

に改め、別表第18のウの表中

26
27
28
29
29
30
30
31
31
32
32

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30

58
58

57
58

33
33
34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
41
42
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47

を

31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43

に、

59
59
60
60
61
61
61
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62
62
62
62
63
63

を

58
58
59
59
59
60
60
60
60
60
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62

に、

38
39
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47
47
47
48
48
48

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47
47
47

に、

34
34
35
35
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
40
40
40
41
41
41
41
42

を

33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
40
40
40
40
41
41
41

に改め

48
48
48
49
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50
51
51

47
47
48
48
48
48
48
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50

42
42
42
43
43
43
43
43
44
44
44
44

41
41
42
42
42
42
42
42
43
43
43
43

る。

別表第19のアの表中

33
33
34

34
35
36

53
54
55
56
58
60
62
64
66
68

54
56
58
60
62
64
66
68
71
74

35
36
37
39
40

を

37
38
39
40
41

に、

70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92

を

77
80
83
86
89
92
93
93
93
93
93
93

に、

53
54
55
56
58
60
62
64
66
68
70
72
76
80
84
88
93

を

54
56
58
60
61
62
63
64
66
68
70
72
77
82
87
92
97

に、

97
102
107
112

を

99
106
113
113

に、

98
103
109
115
121

102
107
116
125
125

67
80
82
84

を

77
84
85
85

に改め、別表第19のイの表中

46
48
50
52
56
60
64

を

47
51
55
59
62
64
65

に改め、別表第19のウの表中

45
46
47
48
50
52
54
56
58
60
62

46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66

78
80
82

79
82
85

64	を	68	に、	84	を	90	に、
65		70		91		95	
66		72		98		100	
67		74					
68		76					
71		79					
74		82					
77		85					
80		85					
82		85					
84		85					

57		58		50		51	
58		60		52		54	
59		62		54		57	
60		64		56		60	
63		67		59		62	
66		70		62	を	64	に改め
69	を	73	に、	65		66	
72		76		69		71	
76		80		73		76	
80		84		77		81	
84		89		81		85	
90		94					
96		99					
102		104					

る。

別表第20の備考中「および」を「ならびに」に改め、「規定する派遣職員」の次に「および公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する

る法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者」を、「派遣先団体」の次に「および同法第10条第1項に規定する特定法人」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第20の備考の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第18および別表第19の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（令和5年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

- 3 令和5年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

（施行日から令和6年3月31日までの間における異動者の号俸）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正前の規則の規定による号俸とすることができる。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 48 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年秋田市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の前の見出し中「令和 5 年 1 月 1 日」を「令和 6 年 1 月 1 日」に改め、同項中「令和 5 年 1 月 1 日」を「令和 6 年 1 月 1 日」に、「令和 4 年 1 月 1 日」を「令和 5 年 1 月 1 日」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 60 歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、62 歳）に達した日以後の最初の 3 月 31 日を超えて在職する職員

附則第 5 項第 1 号中「以下」を「前項第 3 号に掲げる職員を除く。以下」に改める。

附則第 6 項中「令和 4 年 1 月 1 日」を「令和 5 年 1 月 1 日」に改める。

附則第 7 項中「令和 5 年 1 月 1 日」を「令和 6 年 1 月 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例附則第16項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第49号

秋田市国民健康保険税条例附則第16項の規則で定める日を定める規則

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）附則第16項の規則で定める日は、令和5年12月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市訓令第12号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(2) (第2条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再 任用短時 間勤務職 員および 任期付職 員以外の 職員		円	円	円	円
	1	147,945	201,351	221,164	261,696
	2	148,951	202,356	222,270	262,903
	3	149,957	203,362	223,175	263,908
	4	150,963	204,167	224,081	265,015
	5	152,069	204,871	225,086	265,719
	6	153,175	206,379	226,394	266,724
	7	154,282	207,687	227,601	267,630
	8	155,287	208,793	228,707	268,535
	9	156,192	210,101	230,015	269,138
	10	157,299	210,805	231,624	269,842
	11	158,405	211,609	233,132	270,647
	12	159,511	212,313	234,339	271,451
	13	160,417	213,420	235,446	272,256
	14	161,523	214,325	236,652	273,061
	15	162,730	215,230	237,859	273,865
	16	163,836	216,035	238,765	274,670
	17	164,943	216,940	239,368	275,374
	18	166,351	217,946	239,770	276,380
	19	167,658	218,851	240,173	277,285
	20	168,865	219,756	240,675	278,089
	21	169,971	220,460	241,178	278,995
	22	171,178	221,265	242,486	279,598
	23	172,385	222,069	243,693	280,302
	24	173,592	222,673	244,598	281,006
	25	174,698	223,377	245,704	281,509
	26	176,207	223,879	246,911	282,213
	27	177,716	224,282	248,118	283,018
	28	179,224	224,785	249,325	283,722
	29	180,632	225,388	250,130	284,526
	30	182,040	226,394	251,236	285,431
	31	183,549	227,299	252,443	286,236
	32	185,058	227,902	253,549	287,041
	33	186,466	228,405	254,655	287,745
	34	188,175	229,411	255,561	288,650
	35	189,885	230,417	256,466	289,555
	36	191,595	231,423	257,472	290,460
	37	193,305	231,925	258,477	291,064
	38	194,411	233,032	259,282	291,868
	39	195,819	234,138	260,086	292,673
	40	196,925	235,144	260,992	293,477
	41	197,931	235,848	261,897	294,081
	42	199,339	236,854	262,802	295,087
43	200,546	237,759	263,707	296,092	

44	201, 753	238, 563	264, 713	296, 997
45	203, 262	239, 368	265, 316	297, 702
46	204, 267	240, 173	266, 222	298, 607
47	205, 173	240, 877	267, 227	299, 512
48	206, 279	241, 480	268, 132	300, 316
49	207, 385	242, 084	269, 138	300, 920
50	208, 391	242, 989	269, 943	301, 523
51	209, 296	243, 894	270, 747	302, 127
52	210, 302	244, 698	271, 451	302, 831
53	211, 408	245, 604	272, 055	303, 434
54	212, 414	246, 509	272, 859	304, 239
55	213, 319	247, 112	273, 664	304, 943
56	214, 224	247, 816	274, 469	305, 647
57	215, 129	248, 621	275, 072	306, 250
58	215, 733	249, 325	275, 977	306, 954
59	216, 437	250, 029	276, 882	307, 658
60	217, 242	250, 632	277, 788	308, 262
61	218, 046	251, 236	278, 693	308, 865
62	218, 549	252, 040	279, 699	309, 569
63	219, 052	252, 845	280, 503	310, 273
64	219, 555	253, 449	281, 408	310, 877
65	220, 058	254, 052	282, 213	311, 380
66	220, 661	254, 555	283, 018	311, 883
67	221, 265	254, 957	283, 822	312, 486
68	221, 767	255, 359	284, 526	313, 089
69	222, 069	256, 063	285, 130	313, 693
70	222, 371	256, 566	285, 934	314, 095
71	222, 673	256, 969	286, 739	314, 598
72	222, 974	257, 270	287, 443	315, 101
73	223, 175	257, 472	288, 147	315, 403
74	223, 578	257, 773	288, 851	315, 906
75	223, 879	258, 176	289, 555	316, 408
76	224, 282	258, 578	290, 360	316, 811
77	224, 483	258, 880	290, 862	317, 012
78	224, 986	259, 282	291, 365	317, 314
79	225, 288	259, 684	291, 768	317, 615
80	225, 589	260, 086	292, 170	317, 917
81	225, 891	260, 388	292, 572	318, 219
82	226, 193	260, 690	292, 974	318, 521
83	226, 494	260, 992	293, 477	318, 822
84	226, 796	261, 193	293, 980	319, 124
85	227, 098	261, 394	294, 282	319, 325
86	227, 400	261, 595	294, 785	319, 727
87	227, 701	261, 897	295, 388	320, 029
88	228, 003	262, 199	295, 891	320, 230
89	228, 305	262, 400	296, 193	320, 431
90	228, 707	262, 601	296, 696	320, 733
91	229, 009	262, 903	297, 199	321, 035
92	229, 311	263, 104	297, 500	321, 337
93	229, 512	263, 405	297, 903	321, 538
94	229, 813	263, 707	298, 406	321, 840

	95	230, 115	264, 009	298, 908	322, 141
	96	230, 417	264, 210	299, 411	322, 342
	97	230, 618	264, 411	299, 713	322, 544
	98	230, 920	264, 713	300, 115	322, 845
	99	231, 121	264, 914	300, 618	323, 147
	100	231, 423	265, 216	301, 121	323, 348
	101	231, 724	265, 518	301, 523	323, 549
	102	231, 925	265, 719	301, 926	
	103	232, 227	266, 020	302, 227	
	104	232, 529	266, 322	302, 529	
	105	232, 831	266, 523	302, 831	
	106	233, 334	266, 724	303, 233	
	107	233, 635	267, 026	303, 635	
	108	233, 937	267, 227	304, 038	
	109	234, 138	267, 529	304, 339	
	110	234, 540	267, 831	304, 742	
	111	234, 943	268, 132	305, 144	
	112	235, 244	268, 334	305, 446	
	113	235, 446	268, 535	305, 647	
	114	235, 948	268, 836	305, 949	
	115	236, 451	269, 038	306, 250	
	116	236, 954	269, 239	306, 452	
	117	237, 256	269, 541	306, 653	
	118	237, 658	269, 842	306, 954	
	119	238, 061	270, 144	307, 256	
	120	238, 362	270, 446	307, 457	
	121	238, 765	270, 647	307, 658	
	122		270, 848	307, 960	
	123		271, 150	308, 262	
	124		271, 451	308, 463	
	125		271, 653	308, 664	
	126		271, 854	308, 966	
	127		272, 155	309, 268	
	128		272, 457	309, 469	
	129		272, 658	309, 670	
	130		272, 859	309, 972	
	131		273, 161	310, 273	
	132		273, 463	310, 475	
	133		273, 664	310, 676	
	134		273, 865		
	135		274, 167		
	136		274, 469		
	137		274, 670		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		195, 718	206, 882	225, 489	246, 408

任期付職員	給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額	給 月	料 額
			円 169,971					

備考 この表において、「定年前再任用短時間勤務職員」とは地方公務員法第22条の4第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

附 則

（施行期日等）

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程別表第1の規定および附則第4項の規定による改正後の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第11号。以下「平成18年改正訓令」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給料の切替え等）

- この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年秋田市条例第57号）に従って行われる職員の例による。

（平成18年改正訓令の一部改正）

- 平成18年改正訓令の一部を次のように改正する。
附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2) (附則第2項関係)

職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	163,032	209,196	242,285	273,161
2	164,138	210,905	243,793	274,770
3	165,345	212,615	245,201	276,279
4	166,451	214,124	246,609	277,888
5	167,557	215,632	247,816	279,397
6	168,664	217,443	249,426	281,107
7	169,770	219,152	250,934	282,917
8	170,876	220,862	252,342	284,727
9	171,882	222,371	253,449	286,437
10	173,290	223,879	254,857	288,348
11	174,598	225,388	256,365	290,158
12	175,905	226,897	257,673	291,969
13	177,112	228,104	258,980	293,779
14	178,621	229,512	260,187	295,388
15	180,129	230,920	261,394	296,796
16	181,739	232,328	262,601	298,204
17	182,845	233,736	263,808	299,713
18	184,253	235,345	265,115	301,725
19	185,661	236,854	266,423	303,736
20	187,069	238,262	267,730	305,546
21	188,376	239,469	269,138	307,256
22	190,690	241,078	270,647	309,167
23	192,902	242,586	272,256	311,078
24	195,115	243,994	273,765	312,888
25	197,328	245,000	275,374	314,598
26	199,037	246,509	277,084	316,610
27	200,546	247,816	278,693	318,621
28	202,055	249,023	280,302	320,532
29	203,563	250,130	281,911	322,242
30	204,971	251,135	283,420	324,253
31	206,379	252,040	284,928	326,265
32	207,787	252,946	286,437	328,276
33	209,196	253,851	287,543	329,483
34	210,503	254,756	289,153	331,495
35	211,810	255,561	290,661	333,406
36	213,118	256,365	292,170	335,417
37	214,425	257,069	293,578	337,328
38	215,632	258,176	295,187	339,239
39	216,839	259,382	296,796	341,150
40	217,946	260,489	298,406	343,061
41	219,052	261,696	299,914	344,871
42	220,158	262,903	301,523	346,782
43	221,164	264,009	303,032	348,592
44	222,170	265,115	304,541	350,403
45	223,075	266,222	306,150	351,911

46	223, 980	267, 328	307, 759	353, 319
47	224, 885	268, 434	309, 368	354, 728
48	225, 790	269, 440	310, 877	356, 236
49	226, 696	270, 446	311, 782	357, 745
50	227, 601	271, 451	313, 291	358, 549
51	228, 506	272, 457	314, 799	359, 555
52	229, 411	273, 362	316, 408	360, 561
53	230, 216	274, 268	318, 018	361, 466
54	231, 121	275, 173	319, 627	362, 572
55	232, 026	276, 078	321, 135	363, 478
56	232, 831	276, 983	322, 644	364, 483
57	233, 132	277, 888	324, 052	365, 388
58	233, 937	278, 793	325, 259	366, 093
59	234, 641	279, 699	326, 365	366, 797
60	235, 244	280, 604	327, 472	367, 400
61	235, 848	281, 610	328, 176	367, 802
62	236, 552	282, 615	329, 081	368, 406
63	237, 155	283, 520	329, 886	369, 110
64	237, 658	284, 426	330, 690	369, 814
65	238, 161	284, 928	331, 495	370, 116
66	238, 664	285, 633	331, 897	370, 820
67	239, 167	286, 337	332, 500	371, 524
68	239, 770	287, 242	333, 204	372, 127
69	240, 273	288, 247	334, 009	372, 429
70	240, 776	289, 052	334, 713	373, 032
71	241, 279	289, 857	335, 417	373, 736
72	241, 782	290, 661	336, 021	374, 340
73	242, 285	291, 365	336, 523	374, 641
74	242, 788	291, 868	337, 127	375, 245
75	243, 190	292, 270	337, 630	375, 949
76	243, 693	292, 673	338, 233	376, 552
77	244, 196	292, 874	338, 535	376, 955
78	244, 698	293, 176	339, 038	377, 457
79	245, 201	293, 377	339, 440	378, 061
80	245, 704	293, 679	339, 842	378, 564
81	246, 107	293, 880	340, 245	379, 067
82	246, 609	294, 081	340, 748	379, 670
83	247, 012	294, 383	341, 250	380, 173
84	247, 414	294, 584	341, 753	380, 475
85	247, 816	294, 885	342, 055	380, 877
86	248, 219	295, 187	342, 457	381, 380
87	248, 621	295, 489	342, 960	381, 782
88	249, 023	295, 791	343, 363	382, 185
89	249, 426	296, 092	343, 664	382, 587
90	249, 928	296, 495	344, 067	383, 090
91	250, 230	296, 796	344, 569	383, 492
92	250, 532	297, 199	344, 972	383, 894
93	250, 834	297, 400	345, 173	384, 196
94		297, 601	345, 575	
95		297, 903	346, 078	
96		298, 305	346, 480	

97		298, 506	346, 682
98		298, 808	347, 084
99		299, 210	347, 486
100		299, 612	347, 788
101		299, 814	348, 090
102		300, 115	348, 492
103		300, 518	348, 894
104		300, 819	349, 296
105		301, 020	349, 799
106		301, 322	350, 202
107		301, 725	350, 604
108		302, 026	351, 006
109		302, 227	351, 509
110		302, 630	351, 911
111		303, 032	352, 213
112		303, 334	352, 515
113		303, 535	353, 018
114		303, 736	
115		304, 038	
116		304, 440	
117		304, 641	
118		304, 842	
119		305, 144	
120		305, 446	
121		305, 848	
122		306, 049	
123		306, 351	
124		306, 653	
125		306, 954	

秋田市告示第286号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、下記の者に収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月1日

秋田市長 穂 積 志

1 収納事務を委託した歳入

秋田市ふるさと応援寄附金

2 委託を受けた者の名称、所在地および委託期間

名 称	所在地	委託期間
ANA あきんど株式会社	東京都中央区日本橋 2-14-1	令和5年12月1日から 令和6年3月31日まで

秋田市告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和5年12月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社ビ ジュアルビ ジョン	けあビジョ ンホーム秋 田新屋扇町	秋田市新屋扇 町11番30号	令和5年12月1日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第288号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関を、次のとおり取消しするので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

令和5年12月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 収納代理金融機関の指定を取り消す店舗の名称および住所
株式会社荘内銀行秋田支店
酒田市中町二丁目5番10号（酒田中央支店内）
- 2 取消年月日
令和5年12月31日
- 3 取消理由
公金収納業務の廃止による

秋田市告示第289号

令和5年11月28日の「令和5年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年12月4日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556,210千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,711,216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	29,734,279	493,909	30,228,188
	2 国庫補助金	8,883,159	493,909	9,377,068
20	繰入金	5,893,651	11,301	5,904,952
	2 基金繰入金	5,632,722	11,301	5,644,023
23	市債	13,604,400	51,000	13,655,400
	1 市債	13,604,400	51,000	13,655,400
	歳入合計	154,155,006	556,210	154,711,216

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	58,488,296	556,210	59,044,506
	1 社会福祉費	27,849,643	493,909	28,343,552
	5 災害救助費	1,666,889	62,301	1,729,190
	歳 出 合 計	154,155,006	556,210	154,711,216

第2表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
災害救助費	千円 55,000	千円 51,000	千円 106,000			
計	13,604,400	51,000	13,655,400			

秋田市告示第290号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年12月7日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和5年11月6日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年12月7日から令和6年6月7日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画土地区画整理事業 新屋地区土地区画整理事業
- 2 都市計画を変更した土地の区域
秋田市新屋扇町、新屋表町、新屋日吉町および新屋比内町地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第292号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年12月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年）

秋田市告示第293号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年12月8日

秋田市長 穂積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和5年度第3期および第4期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、廃止および再開したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月8日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
石田医院	秋田市東通観音前8番5号	令和5年10月16日
おのば薬局	秋田市御野場新町二丁目8番15号	令和5年10月1日
あけぼの薬局	秋田市川元開和町1番1号	令和5年10月1日
訪問看護ステーション おんぷ	秋田市土崎港北一丁目13番43号 2階	令和5年7月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
藤岡歯科医院	令和5年9月13日
パール歯科クリニック	令和5年9月9日

有限会社長尾薬局	令和5年9月30日
----------	-----------

3 再開

事業所名称	再開年月日
南浦歯科クリニック	令和5年10月6日

秋田市告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月8日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
さらさ秋田土崎	秋田市土崎港南三丁目2番46号	令和5年11月15日

秋田市告示第296号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年12月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和5年12月15日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 きょうせい い	きょうせい リハ	秋田市仁井田栄 町8番26号	令和5年12月14日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第298号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年12月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第299号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画として取り扱う令和5年梅雨前線による大雨に係る秋田市災害廃棄物処理実行計画を改定したので、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定により告示する。

令和5年12月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第300号

秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市勤労者総合福祉センター
秋田市中高年齢労働者福祉センター
秋田市勤労者体育センター
- 2 指定管理者 秋田市御所野地藏田三丁目1番1号
一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会
理事長 三 浦 廣 巳
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第301号

秋田市職業訓練センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市職業訓練センター
- 2 指定管理者 秋田市寺内字三千刈321番地1
職業訓練法人秋田中央職業訓練協会
会長 阿 部 文 雄
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第302号

秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者を次のとおり指定したので、
秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年
秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市リフレッシュガーデン
- 2 指定管理者 秋田市御所野地蔵田二丁目2番1号
株式会社松美造園建設工業
代表取締役 中 村 淳
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第303号

秋田市農山村地域活性化センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市農山村地域活性化センター
- 2 指定管理者 秋田市土崎港中央三丁目3番15号
株式会社バウハウス
代表取締役 森 川 亮
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

秋田市長 穂積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
60898	新屋豊町18号線	新屋豊町551番9地先		
		新屋豊町551番10地先		
60899	新屋朝日町25号線	新屋朝日町40番14地先		
		新屋割山町100番18地先		
60900	新屋朝日町26号線	新屋朝日町40番15地先		
		新屋割山町100番28地先		
60901	新屋前野町26号線	新屋前野町130番5地先		
		新屋前野町130番8地先		
51066	西潟敷15号線	仁井田字西潟敷27番9地先		
		仁井田字西潟敷27番4地先		
21031	手形西谷地63号線	手形字西谷地129番地先		
		手形字西谷地114番1地先		
21032	手形西谷地64号線	手形字西谷地131番1地先		
		手形字西谷地129番地先		
21033	手形西谷地65号線	手形字西谷地112番1地先		
		手形字西谷地114番4地先		

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
21034	手形西谷地66号線	手形字西谷地117番2地先		
		手形字西谷地117番1地先		
21035	手形西谷地67号線	手形字西谷地50番1地先		
		手形字西谷地18番3地先		
21036	手形十七流35号線	手形字十七流210番地先		
		手形字十七流171番2地先		
21037	手形十七流36号線	手形字十七流85番3地先		
		手形字十七流90番2地先		
21038	手形十七流37号線	手形字十七流210番地先		
		手形字十七流86番2地先		
21039	手形十七流38号線	手形字十七流165番1地先		
		手形字十七流88番3地先		
51067	茨島四丁目20号線	茨島四丁目404番9地先		
		茨島四丁目403番3地先		
51068	茨島四丁目21号線	茨島四丁目159番6地先		
		茨島四丁目159番9地先		
51069	茨島四丁目22号線	茨島四丁目127番2地先		
		茨島四丁目78番12地先		

2 縦覧期間

令和5年12月22日から令和6年1月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和5年12月29日から令和6年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終	点		
60898	新屋豊町18号 線	新屋豊町551番9地先		54.10	6.00
		新屋豊町551番10地先			
60899	新屋朝日町25 号線	新屋朝日町40番14地先		152.60	6.00
		新屋割山町100番18地先			
60900	新屋朝日町26 号線	新屋朝日町40番15地先		155.30	6.00
		新屋割山町100番28地先			
60901	新屋前野町26 号線	新屋前野町130番5地先		41.40	6.00
		新屋前野町130番8地先			
51066	西潟敷15号線	仁井田字西潟敷27番9地先		60.50	6.00
		仁井田字西潟敷27番4地先			
21031	手形西谷地63 号線	手形字西谷地129番地先		108.70	6.00
		手形字西谷地114番1地先			
21032	手形西谷地64 号線	手形字西谷地131番1地先		50.90	6.00
		手形字西谷地129番地先			
21033	手形西谷地65 号線	手形字西谷地112番1地先		50.90	6.00
		手形字西谷地114番4地先			

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
21034	手形西谷地66 号線	手形字西谷地117番2地先		60.30	6.00
		手形字西谷地117番1地先			
21035	手形西谷地67 号線	手形字西谷地50番1地先		98.50	4.00 ~ 6.00
		手形字西谷地18番3地先			
21036	手形十七流35 号線	手形字十七流210番地先		95.20	6.00
		手形字十七流171番2地先			
21037	手形十七流36 号線	手形字十七流85番3地先		95.00	6.00
		手形字十七流90番2地先			
21038	手形十七流37 号線	手形字十七流210番地先		91.70	6.00
		手形字十七流86番2地先			
21039	手形十七流38 号線	手形字十七流165番1地先		91.00	6.00
		手形字十七流88番3地先			
51067	茨島四丁目20 号線	茨島四丁目404番9地先		55.60	6.00
		茨島四丁目403番3地先			
51068	茨島四丁目21 号線	茨島四丁目159番6地先		62.40	6.00
		茨島四丁目159番9地先			
51069	茨島四丁目22 号線	茨島四丁目127番2地先		54.20	6.00
		茨島四丁目78番12地先			

2 縦覧期間

令和5年12月22日から令和6年1月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和5年12月29日から令和6年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第306号

秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市太平山スキー場
太平山リゾート公園
- 2 指定管理者 秋田市仁別字マンタラメ213番地
太平山観光開発株式会社
代表取締役社長 村 田 隆 一
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第307号

秋田市文化創造館の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市文化創造館
- 2 指定管理者 秋田市新屋大川町12番3号アトリエももさだ内
NPO法人アーツセンターあきた
理事長 藤 浩 志
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第308号

令和5年12月21日の「令和5年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年12月26日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,703,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,414,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	23,393,217	6,387	23,399,604
	1 地方交付税	23,393,217	6,387	23,399,604
16	国庫支出金	30,228,188	780,259	31,008,447
	1 国庫負担金	20,778,315	242,121	21,020,436
	2 国庫補助金	9,377,068	538,138	9,915,206
17	県支出金	12,904,796	111,470	13,016,266
	2 県補助金	4,382,280	111,470	4,493,750
18	財産収入	188,179	7,241	195,420
	2 財産売払収入	44,189	7,241	51,430
19	寄附金	694,952	1,000	695,952
	1 寄附金	694,952	1,000	695,952
20	繰入金	5,904,952	490,632	6,395,584
	2 基金繰入金	5,644,023	490,632	6,134,655
22	諸収入	8,286,140	1,772	8,287,912
	5 雑入	1,287,809	1,772	1,289,581
23	市債	13,655,400	304,300	13,959,700
	1 市債	13,655,400	304,300	13,959,700
	歳入合計	154,711,216	1,703,061	156,414,277

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 14,003,436	千円 454,908	千円 14,458,344
	1 総務管理費	12,119,012	366,221	12,485,233
	2 徴税費	1,018,207	82,203	1,100,410
	3 戸籍住民基本台帳費	475,767	5,071	480,838
	6 監査委員費	83,798	1,413	85,211
3 民生費		59,044,506	16,946	59,061,452
	1 社会福祉費	28,343,552	16,946	28,360,498
4 衛生費		17,016,294	△13,256	17,003,038
	1 環境衛生費	857,873	28,586	886,459
	2 保健所費	4,818,109	2,831	4,820,940
	3 清掃費	8,831,568	△61,200	8,770,368
	7 母子衛生費	1,070,837	16,527	1,087,364
5 労働費		610,737	3,278	614,015
	1 労働諸費	610,737	3,278	614,015
6 農林水産業費		3,270,496	99,495	3,369,991
	1 農業費	2,357,739	99,495	2,457,234
7 商工費		9,322,678	194,084	9,516,762
	1 商工費	9,322,678	194,084	9,516,762
8 土木費		16,555,103	211,481	16,766,584
	2 道路橋りょう費	3,965,153	169,478	4,134,631
	3 河川費	2,329,597	7,262	2,336,859
	5 都市計画費	4,621,186	30,741	4,651,927
	7 住宅費	935,135	4,000	939,135
9 消防費		4,451,245	21,401	4,472,646
	1 消防費	4,451,245	21,401	4,472,646
10 教育費		13,760,846	323,079	14,083,925

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	1,713,256	67,684	1,780,940
	2 小学校費	4,681,853	115,212	4,797,065
	3 中学校費	1,277,666	71,597	1,349,263
	4 高等学校費	857,791	1,570	859,361
	6 社会教育費	2,578,963	52,241	2,631,204
	7 保健体育費	765,593	13,852	779,445
	8 専修学校費	141,672	923	142,595
11	災害復旧費	2,892,621	391,645	3,284,266
	1 農林水産施設災害復旧費	1,859,627	0	1,859,627
	2 公共土木施設災害復旧費	786,471	372,000	1,158,471
	3 教育施設災害復旧費	244,488	19,645	264,133
	歳 出 合 計	154,711,216	1,703,061	156,414,277

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設 大規模改 修事業	千円 5,309,900	令和2年度	千円 268,900	千円 5,402,300	令和2年度	千円 268,900
				令和3年度	1,362,250		令和3年度	1,362,250
				令和4年度	1,739,550		令和4年度	1,739,550
				令和5年度	1,939,200		令和5年度	1,842,466
				令和6年度			令和6年度	189,134

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 環境衛生費	向浜地区脱炭素先行地域づくり事業	千円 173,332
	3 清掃費	ごみ収集運営費	8,181
8 土木費	3 河川費	河川環境整備事業	5,000
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	331,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	372,000

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 6,930
公共施設マネジメントシステム保守管理業務委託経費	令和5年度 ┆ 令和8年度	3,300
公有財産台帳管理システムクラウド利用経費	令和5年度 ┆ 令和7年度	3,056
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	179,645
文化創造館管理運営経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	112,760
住民基本台帳ネットワークシステム運用経費	令和5年度 ┆ 令和7年度	13,333
各種証明書コンビニ交付システム更新・運用経費	令和5年度 ┆ 令和11年度	64,196
後期高齢者健康診査事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	143,597
社会福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	24,727
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	153,184
老人福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	200
健康管理関連事業委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	17,114
母子保健関連事業委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	39,160
在宅子育てサポート事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	14,219

事 項	期 間	限 度 額
子ども広場運営事業	令和5年度 ┆ 令和7年度	千円 31,568
道路維持修繕事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	143,049
消融雪施設整備事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	162,000
道路改良事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	91,000
側溝改良事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	76,000
橋りょう修繕事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	140,000
交通安全施設等整備事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	59,521
都市計画道路泉外旭川線整備事業	令和5年度 ┆ 令和12年度	4,130,302
都市公園バリアフリー化事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	11,000
次世代型学校 I C T 運用経費	令和5年度 ┆ 令和9年度	91,948
城東中学校スクールバス車両借上経費	令和5年度 ┆ 令和10年度	126,235
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定文書法制課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,307
同 上 (令和5年度設定防災安全対策課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	15,410

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定財産管理活用課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 27,214
同 上 (令和5年度設定工事検査室分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	7,013
同 上 (令和5年度設定企画調整課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	1,254
同 上 (令和5年度設定財政課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,000
同 上 (令和5年度設定情報統計課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	151,659
同 上 (令和5年度設定広報広聴課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	154,198
同 上 (令和5年度設定市民税課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,178
同 上 (令和5年度設定東京事務所分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	6,024
同 上 (令和5年度設定観光振興課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	302,869
同 上 (令和5年度設定文化振興課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,058
同 上 (令和5年度設定スポーツ振興課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	185,910
同 上 (令和5年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	110,637
同 上 (令和5年度設定大森山動物園分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	22,169

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 2,468
同 上 (令和5年度設定千秋美術館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	76,512
同 上 (令和5年度設定赤れんが郷土館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,052
同 上 (令和5年度設定民俗芸能伝承館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	5,614
同 上 (令和5年度設定佐竹史料館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	12,194
同 上 (令和5年度設定生活総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	46,523
同 上 (令和5年度設定市民課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	5,254
同 上 (令和5年度設定西部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	60,418
同 上 (令和5年度設定北部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	124,216
同 上 (令和5年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	41,787
同 上 (令和5年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	23,937
同 上 (令和5年度設定南部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	85,944
同 上 (令和5年度設定東部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	65,349

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定中央市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 77,474
同 上 (令和5年度設定市民相談センター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,623
同 上 (令和5年度設定福祉総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	107,640
同 上 (令和5年度設定食肉衛生検査所分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	3,065
同 上 (令和5年度設定保健総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	39,906
同 上 (令和5年度設定子ども総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	343
同 上 (令和5年度設定子ども育成課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,453
同 上 (令和5年度設定環境総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,666,745
同 上 (令和5年度設定産業企画課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	265,643
同 上 (令和5年度設定建設総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	216,398
同 上 (令和5年度設定都市総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	281,094
同 上 (令和5年度設定会計課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	143
同 上 (令和5年度設定議会事務局分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	3,086

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定農業委員会事務局分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 2,642
同 上 (令和5年度設定教育委員会総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	205,154
同 上 (令和5年度設定学事課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	64,543
同 上 (令和5年度設定教育研究所分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,467
同 上 (令和5年度設定生涯学習室分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	4,205
同 上 (令和5年度設定太平山自然学習センター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	37,446
同 上 (令和5年度設定自然科学学習館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	102
同 上 (令和5年度設定中央図書館明德館分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	35,907
同 上 (令和5年度設定秋田商業高等学校分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	6,558
同 上 (令和5年度設定御所野学院高等学校分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,302
同 上 (令和5年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	412
同 上 (令和5年度設定消防本部総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	10,689

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農業経営等復旧・再開支援対策事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 32,599	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 34,313

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 619,800	千円 25,700	千円 645,500			
清掃費	1,715,500	△ 112,600	1,602,900			
道路橋りょう費	3,293,800	31,800	3,325,600			
社会教育費	683,300	5,500	688,800			
農林水産施設 災害復旧費	224,100	120,300	344,400			
公共土木施設 災害復旧費	7,000	228,400	235,400			
教育施設災害復旧費	33,000	4,400	37,400			
歳入欠かん等債	232,300	800	233,100			
計	13,655,400	304,300	13,959,700			

令和5年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 662,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 13,324

令和5年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 12,220

令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度) 令和6年度	千円 98,085

令和5年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ510,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 377,567	千円 26,297	千円 403,864
	1 一般会計繰入金	377,567	26,297	403,864
歳入合計		484,540	26,297	510,837

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 464,228	千円 26,297	千円 490,525
	1 総務管理費	464,228	26,297	490,525
歳 出 合 計		484,540	26,297	510,837

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 37,513

令和5年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 11,852

令和5年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食物資安定供給業務委託経費 (令和5年度設定)	令和5年度) 令和7年度	千円 235,348

令和5年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,654,474千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		千円 23,420,544	千円 20,183	千円 23,440,727
	1 県補助金	23,420,543	20,183	23,440,726
7 繰越金		1	14,051	14,052
	1 繰越金	1	14,051	14,052
歳入合計		30,620,240	34,234	30,654,474

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 200,471	千円 20,183	千円 220,654
	2 徴税費	81,117	20,183	101,300
8 諸支出金		18,230	14,051	32,281
	1 償還金及び還付加算金	18,229	14,051	32,280
歳 出 合 計		30,620,240	34,234	30,654,474

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 380,831

令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,356,425千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	7,533,806	3,973	7,537,779
	2 国庫補助金	2,164,625	3,973	2,168,598
7	繰入金	4,756,340	3,975	4,760,315
	1 一般会計繰入金	4,756,339	3,975	4,760,314
	歳入合計	31,348,477	7,948	31,356,425

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 329,370	千円 7,948	千円 337,318
	1 総務管理費	329,370	7,948	337,318
歳 出 合 計		31,348,477	7,948	31,356,425

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和5年度 ） 令和6年度	千円 96,942
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定福祉総務課分)	令和5年度 ） 令和6年度	3,148

令和5年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 127

令和5年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和5年度から6年度まで	469,003千円
水道施設切廻等 業務委託経費	令和5年度から6年度まで	135,500千円
鉛製給水管取出部 解消業務委託経費	令和5年度から6年度まで	55,000千円
配水管整備事業	令和5年度から6年度まで	855,000千円
配水幹線整備事業	令和5年度から6年度まで	66,100千円
仁井田浄水場 等整備事業	令和5年度から6年度まで	177,980千円

令和5年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和5年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,091,290千円」を「4,151,290千円」に、減債積立金「506,752千円」を「624,300千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,043,851千円」を「2,233,001千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,440,359千円」を「1,193,661千円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	10,634,284千円	60,000千円	10,694,284千円
第1項 建設改良費	5,360,339千円	60,000千円	5,420,339千円

（継 続 費）

第3条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

（変 更 前）

款 項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額	
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	土崎污水中継 ポンプ場 沈砂池設備 更新事業	364,800千円	令和5年度	63,800千円
				令和6年度	301,000千円
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	古川雨水排水 ポンプ場 整備事業	7,890,000千円	令和5年度	301,000千円
				令和6年度	3,624,000千円
				令和7年度	3,965,000千円

(変更後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	土崎汚水中継 ポンプ場 沈砂池設備 更新事業	440,000千円	令和5年度	63,800千円
				令和6年度	376,200千円
1 資本的 支出	1 建設 改良費	古川雨水排水 ポンプ場 整備事業	9,200,000千円	令和5年度	301,000千円
				令和6年度	4,106,000千円
				令和7年度	4,793,000千円

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和5年度から6年度まで	64,773千円
内水浸水想定区域図 作成業務委託経費	令和5年度から6年度まで	110,000千円
管渠建設事業	令和5年度から6年度まで	971,000千円

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「74,380千円」を
「21,198千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 減債積立金	74,380千円	△53,182千円	21,198千円

令和5年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和5年度から6年度まで	21,393千円

秋田市告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
250	カウンセ薬局 さくら店	秋田市桜一丁目1番6号	吉 富 典 子	令和5年 10月27日

秋田市告示第310号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年12月27日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
265	ハーモニー薬局	秋田市仁井田二ツ 屋一丁目3番44号	秋 元 陽 子	令和6年 1月1日

秋田市教委告示第21号

令和5年12月22日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和5年12月19日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋市選管告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和5年12月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,161人
2	6分の1の数	43,005人
3	3分の1の数	86,009人

秋市選管告示第38号

秋田市選挙管理委員および補充員に異動があったので、秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年12月25日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 委員	新	秋田市雄和平沢字大部67番地	牧 野 正 則
		秋田市八橋本町四丁目2番2号	菅 原 真
		秋田市山王二丁目3番10-1301号	古 谷 薫
		秋田市土崎港北六丁目2番17-2号	川 口 麻 寿
	旧	秋田市土崎港中央三丁目8番2号	阿 部 保 孝
		秋田市中通六丁目13番2-1303号	野 口 修 平
		秋田市山王二丁目3番10-1301号	古 谷 薫
		秋田市川元開和町13番39号	山 内 誠
2 補充員	新	秋田市外旭川八幡田一丁目2番11号	今 井 茂
		秋田市中通六丁目13番2-1303号	野 口 修 平
		秋田市山王二丁目11番22号	小 玉 正 憲
		秋田市寺内児桜二丁目15番15号	安 藤 正 之
	旧	秋田市土崎港中央三丁目1番49号	浅 野 三基夫
		秋田市外旭川字神田830番地2	古 井 秀 行
		秋田市寺内児桜二丁目15番15号	安 藤 正 之
		秋田市土崎港北六丁目2番17-2号	川 口 賢

秋市選管告示第39号

秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第2条第3項の規定に基づき、秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名を、次のとおり告示する。

令和5年12月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市山王二丁目3番10-1301号 古 谷 薫

秋田市農委告示第14号

令和5年12月18日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年12月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農用地利用集積計画（令和5年度第9号計画）に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件

秋田市上下水道局告示第16号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関について、次のとおり指定の取消しをしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和5年12月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

- 1 収納取扱金融機関の名称
株式会社荘内銀行
- 2 取消年月日
令和5年12月31日

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画変更の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画変更の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

令和5年12月6日

秋田市長 穂積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 下浜羽川地区計画

2 位置および区域

秋田市下浜羽川字下野地内

3 縦覧期間

令和5年12月6日から同月20日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和5年12月11日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・4・19号 二ツ屋山崎線

秋田都市計画道路 3・4・31号 明田外旭川線

秋田都市計画道路 3・5・51号 牛島茨島線

秋田都市計画道路 3・4・69号 手形東通線

2 都市計画を変更する区域

秋田市広面字二ツ屋、字野添、字鬼頭、手形字西谷地、字蛇野、手形山崎町、東通仲町、東通一丁目、東通六丁目、牛島西一丁目、牛島西三丁目、茨島六丁目および茨島七丁目地内

3 縦覧期間

令和5年12月11日から同月25日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院の第3期中期目標を定めたので、次のとおり公告する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期目標

昭和初期に開設された「市立秋田診療所」および「市立上野病院」を前身とする市立秋田総合病院は、以来、高度な医療などを総合的に提供する公的医療機関としての役割を果たしつつ、様々な状況の変化に対して迅速かつ的確に対応するため、平成26年4月1日に地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「市立病院」という。）に移行した。

市立病院は、平成31年度から令和5年度までを計画期間とする中期目標（以下「第2期中期目標」という。）の下、「すべての人々の幸福のため、良質で安全な医療を提供し続けます」を理念に掲げ、理事長をトップとして経営の自立を図りながら、職員の確保等により、市民のニーズや新たな医療課題に適切に対応してきたほか、令和4年10月には新病院を開院し、高度・専門的な医療の提供等をさらに充実させ、良質で安全な医療を提供してきている。

この間、新型コロナウイルス感染症の流行が市立病院の運営に与えた影響は大きく、従来の高度・専門医療等の政策医療を提供しつつ、同感染症に対応するため、感染者の入院病床の整備や発熱外来の実施などを積極的に行い、市民の安全・安心に大きく貢献した。一方、長引くコロナ禍による患者の受診控えや院内クラスターの発生に伴う一般診療の一時停止等の影響により経営環境は厳しく、新病院への移設等による費用の増加もあることから、今後の収支状況の改善は、喫緊の課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症、人口減少や少子高齢化等の進展、医師・看護師等の確保と働き方改革への対応など、医療を取り巻く環境が変化する中で、医療の需給状況や疾病構造の変化に対応した地域医療の確保が求められている。

こうした社会情勢の変化のほか、第2期中期目標期間で達成した成果、秋田県医療保健福祉計画、秋田県地域医療構想等を踏まえ、市立病院は、安定した経営基盤を確保しながら、引き続き市民の多様なニーズに応え、総合的かつ高度な医療を提供する地域の中核的な公的医療機関の役割を果たし、これまで以上に市民に信頼される病院として、良質で安全な医療を提供し続けるものとする。

このことにより、本市が目指す将来都市像である「健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で安全な医療の提供

(1) 高度な医療の提供

診療機能の更なる充実を図るとともに、医療機器を計画的に整備し、市民の多様なニーズに応える高度な医療を提供すること。

(2) 救急医療の提供

本市が属する二次医療圏の二次救急病院として、地域の医療機関や各消防本部と連携を図り、救急医療を積極的に提供すること。

(3) 採算性は低い公的医療機関として担うべき医療の提供

公的医療機関として、結核・精神・感染症等の採算性が低く民間医療機関では提供が不十分な医療についても継続して提供すること。

(4) 健診体制の充実

疾病の予防や早期発見・早期治療のための人間ドックをはじめ、

健診業務等の充実を図ること。

(5) 医療安全対策等の強化

市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療安全対策および院内感染防止対策の強化を図ること。

(6) 女性と子どもに優しい病院づくり

女性特有の疾患に関する医療の充実を図るとともに、小児科救急を引き続き実施し、小児医療の充実を図ること。また、市の子ども関連施策と連携して病児保育所を継続して運営すること。

(7) 高齢者に対する適切な医療の提供

加齢に伴う身体的および精神的症状を持つ高齢者に対し、適切な医療を提供すること。

(8) 患者の視点に立った医療の実施

患者や家族の権利を尊重し、患者の視点に立った医療を心がけ、患者サービスの一層の向上を図り、より市民に信頼される病院を目指すこと。また、患者満足度調査の実施および結果の分析により、業務運営の改善を図り、全ての患者さんの満足に努めること。

2 医療に関する調査および研究

医療の発展に寄与するとともに、市立病院が提供する医療の質の向上を図るため、医療に関する調査および研究を推進すること。

3 人材の確保と育成

(1) 医療職の人材の確保

良質で安全な医療を提供し、市立病院が担うべき医療機能を充実させるため、必要な人材の確保を図ること。

(2) 人材育成

市立病院が提供する医療水準の更なる向上を図るため、職員の医療に関する知識や技術の向上に努めること。

4 地域医療への貢献

(1) 地域の医療機関等との連携強化

地域の医療機関との連携を推進するため、地域医療支援病院として承認されることを目指すとともに、地域の医療、保健、福祉およ

び介護の関係機関との連携を強化し、地域医療へ貢献すること。

(2) 教育研修の推進

研修医や実習生を積極的に受け入れ、地域の医療を担う医療従事者を育成すること。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

市民の健康づくりを推進するため、市の関係機関と連携して医療や健康に関する情報の発信および普及啓発に努めること。また、院内教室等を開催した際には、受講者の理解度等の把握を行うこと。

5 災害時および新たな感染症発生時の体制強化

災害時等に即応できる人材を確保・育成し、不測の事態にも対応できる体制や災害時等に県内外の医療機関等と協力できる体制の強化を図ること。

また、新たな感染症の発生時等に関係機関と連携し、迅速に対応できる体制の強化を図ること。

第3 業務運営の改善および効率化に関する事項

1 経営企画・分析力の向上

医療事務等の高い専門性を持つ人材の育成や採用により、病院経営に関する企画・分析力を向上させ、経営の改善に努めること。また、必要に応じて、外部アドバイザーの活用についても検討すること。

2 外部評価

客観的かつ専門的な立場からの外部評価を受け、その結果等の公表により病院運営の透明性を確保するとともに、指摘された課題について改善を図ること。

3 効率的な診療体制の推進

情報通信技術の活用等による業務の効率化や診療科間のスムーズな連携により、効率的な医療を提供できる診療体制を推進すること。

4 医業収入の確保

病床利用率の向上や診療報酬改定等の制度改正への迅速かつ適切な対応により、確実に医業収入を確保すること。

5 経費の節減

医療機器、診療材料、医薬品等の購入方法の見直しなどにより、経費を節減すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

良質な医療を安定的に継続して提供していくため、「第3 業務運営の改善および効率化に関する事項」に記載する事項を着実に実行し、安定した財務基盤を確立すること。また、このことにより中期目標期間中に経常収支の黒字化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令・行動規範の遵守

医療法をはじめとする各種関係法令を遵守し、患者の人権に配慮した倫理と行動規範を確立すること。また、公益通報制度の周知を図ること。

2 内部統制の推進

業務執行が法令等に適合すること等を確保するための体制および業務執行の障害となるリスクに対応するための体制を適切に運用し、内部統制の取組を推進すること。また、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

3 人事制度の運用等

(1) 人事評価制度の運用

職員の意欲を高め、能力を最大限に発揮させるため、勤務成績等を適正に評価する人事評価制度を運用するとともに、その評価結果を反映する給与制度などについて検討すること。

(2) 就労環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの推進、育児・介護等との両立支援等を図るとともに、引き続き院内保育所を運営し、職員が健康的に働き続けることができる就労環境の整備に努めること。また、医師の働き方改革を踏まえ、適切な制度運用を行うこと。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和5年度第9号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年12月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。